

産学連携等実施状況調査(平成30年度実績)

【注意点】

- ・機関名については、〇〇法人をつけないでください。また、空白文字、略称を使わないでください。
- ・メールアドレスは可能な限り、担当部署の複数の人が到着メールを見ることができるアカウントにしてください。

必須回答事項

該当がある場合に回答してください

【様式1】連絡先等、知的財産の管理・活用体制、産学官連携活動の担当組織

回答チェックに必要なため、正しい機関番号を半角5桁で入力してください。
機関番号がご不明の場合は、下記URLを御参照ください。
日本学術振興会 機関コード表
<https://www.kaken.jsps.go.jp/kaken1/kanList.do>
※上記URLに機関番号が無い場合は、A9999をすべて半角で入力してください。
※上記URLに掲載されている機関番号を入力しても機関名が正しく表示されない場合は、文部科学省まで御連絡ください。

1. 連絡先等(本調査提出時点)(必須)

機 関 番 号 :	
回 答 機 関 名 (自 動 入 力) :	全機関
平成30年度における機関名 (現在と異なる場合) :	
記 入 担 当 部 課 :	
記 入 担 当 者 :	
電 話 番 号 :	
E-mail (なるべく担当課・係等の共用アドレス) :	

2. 知的財産の管理・活用体制

(1) 発明の帰属について(必須)

該当するものに○を付してください。

- (57) 全て機関(大学・高専等)に帰属することとしている
- (416) 原則機関(大学・高専等)に帰属することとしている(例外設定がある)
- (8) 全て個人(発明者本人)に帰属することとしている
- (36) 原則個人(発明者本人)に帰属することとしている(例外設定がある)
- (495) 設定していない

(2) 知的財産の管理・活用体制の有無(必須)

該当するものに○を付してください。

- (287) 知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備している
- (151) 今後、知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備する予定である
- (574) 現時点では知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備する予定はない

3. 産学官連携活動の担当組織

(1)「産学官連携」を職務として担当を明示している、または実質的に行っている役員(理事等)はいますか。(いずれかに○を付してください。)(必須)

- (296) いる →(2)へ進んでください。
- (716) いない →(3)へ進んでください。

(2)(1)で「いる」を選択した場合には、次の内容について記載してください。

役職名 (理事(〇〇担当)、副学長(〇 〇担当)等)	
氏 名 :	

(3)「産学官連携本部等」を整備していますか。(いずれかに○を付してください。)(必須)

※大学等における産学官連携活動を一体的かつ専門的にマネジメントする独立した組織を想定(例:産学官連携本部、知的財産本部等)

(298) ある →(4)に進んでください。

(714) ない →(5)に進んでください。

(4)(3)で「ある」を選択した場合には、次の内容について記入してください。

※「組織長」が「産学官連携担当役員」と重複する場合は、当該組織長に準ずる職位の役職名及び氏名を記載してください。(例:産学官連携副本部長)

産学官連携本部等組織名 (産学官連携本部、知的財産本部等) :	
組 織 長 の 氏 名 :	
組織長の役職名 (産学官連携副本部長等) :	

(5)その他の組織(産学官連携担当部署)について(本調査提出時点)

※(4)以外で産学官連携を担当する主に事務部署を想定

組織名(研究協力課、産学連携課等) :	
組 織 長 の 氏 名 :	
組 織 長 の 役 職 名 :	
組 織 の 担 当 者 名 :	
担 当 者 電 話 番 号 :	
担当者E-mail (なるべく担当課・係等の共用アドレス) :	

(6)(4)または(5)で担当部署を記載した場合には、産学官連携の実務担当者の人数について、記載してください。

※本設問における「産学官連携の実務担当者」とは、貴機関の産学官連携担当部署に所属する者(教職員、URA等)で、主たる業務として産学官連携の実務を行う者を指します。

※昨年度より集計方法を以下のとおり変更しております。

技術移転業務など産学連携業務の一部等を外部の技術移転機関(TLO)等に委託している場合や複数の研究機関で一つの技術移転機関(TLO)を共同利用している場合は、人数に含みません。

(単位:人)

実務担当者数	3,899人
--------	--------

(7)技術移転業務など産学連携業務の一部等を技術移転機関(TLO)に業務委託している場合、技術移転機関(TLO)の種別を選択するとともに(複数選択可)、当該機関名を記載してください。

- (58) ①外部型・承認TLO
- (13) ②外部型・非承認TLO
- (10) ③内部型・承認TLO
- (2) ④内部型・非承認TLO

技術移転機関(TLO)名	:	
--------------	---	--

4. 研究機関に係る基本データ

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されており、かつ「科学研究費助成事業(科研費)への応募資格を有する研究者」の人数を記載してください。(必須)

(回答時点:e-Radは、時点を指定した研究者検索ができないため、本質問項目は基準日を回答時点としています。)

※e-Radに登録が無い研究機関は、貴機関で把握されているおおよその研究者数を記載してください。

(単位:人)

研究者数	237,235人
------	----------

【様式2】共同研究受入実績(相手方が大学等分の経費を負担するケース)

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度に行われた共同研究(機関と民間企業等とが共同で研究開発すること)で、機関が経費を受け入れたものを御回答ください。

- ・「平成30年度に行われた」とは、契約期間が平成30年度に1日でもかかるものをいいます。
- ・「機関が経費を受け入れた」とは、契約全体において相手方が費用を負担するものをいいます。相手方が一切負担しない共同研究については、本様式には含めないでください。

【注意点】

- ・様式は(1)国内民間企業を相手にしたもの、(2)国内民間企業以外の団体を相手にしたものに分かれています。(2)について記載漏れが無いよう御注意下さい。
- ・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

平成30年度の新規契約	契約期間が平成30年度に開始したものを指します。 以前に行っていた共同研究に対する変更契約は、契約期間の延長等が行われても含みません。															
中小企業 (⇔大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。 <table><tr><th>業種分類</th><th>資本金</th><th>従業員</th></tr><tr><td>製造業その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr></table>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員														
製造業その他	3億円以下	300人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5千万円以下	100人以下														
小売業	5千万円以下	50人以下														
同一県内企業	大学等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。															
外国企業 (⇔国内企業)	外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内企業」を判別してください。															
公益法人等	特殊法人、財団法人、社団法人、商工会議所を指します。															

合計欄は、相手方先区分、研究費の規模別内訳の計が、**全て一致すれば数値が表示されます。**

(1)国内民間企業との共同研究

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

		受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)	貴機関で把握している、自機関発のベンチャーとの共同研究の受入件数・受入額について記入してください	
合計		27,389件	59,838,549千円	8,586,106千円	68,424,655千円		
うち30年度の新規契約		16,062件	34,134,867千円	4,897,681千円	39,032,548千円		
相手方先区分	大企業	19,212件	47,786,358千円	6,962,140千円	54,748,498千円	受入件数	532件
	うち同一県内企業	4,255件	11,393,772千円	1,876,949千円	13,270,721千円	受入額(千円)	2,490,738千円
	中小企業	8,177件	12,052,191千円	1,623,966千円	13,676,157千円		
	うち同一県内企業	3,553件	5,155,056千円	794,164千円	5,949,220千円	間接経費の占める割合(合計)	14%
	計	27,389件	59,838,549千円	8,586,106千円	68,424,655千円	間接経費の占める割合(うち30年度の新規契約)	14%
当該年度に受け入れた研究費の規模別内訳	0円	5,076件	【研究費の規模別内訳】 それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。 各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に収まります。			受入額が1件当たり1,000万円以上の共同研究のうち、共通のテーマで複数の企業が同じ場所に集まって研究開発を行っているオープンイノベーション型の受入件数・金額(例:名古屋大学ナショナルコンポジットセンター)	
	～100万円未満	7,488件			3,627,110千円		
	～300万円未満	10,180件			15,493,775千円		
	～500万円未満	2,077件			7,462,257千円		
	～1000万円未満	1,331件			8,727,211千円		
	～5000万円未満	1,118件			21,995,746千円	受入件数	59件
	～1億円未満	95件			6,296,650千円	受入額(千円)	1,569,956千円
	1億円以上	24件			4,821,906千円		
	計	27,389件			68,424,655千円		

(2) 国内民間企業以外の団体との共同研究

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

合計欄は、相手方先区分、研究費の規模別内訳の計が、全て一致すれば数値が表示されます。

		受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)		
	合計	4,703件	10,734,025千円	1,168,392千円	11,902,417千円	間接経費の占める割合(合計)	11%
	うち30年度の新規契約	2,814件	5,355,760千円	572,292千円	5,928,052千円	間接経費の占める割合 (うち30年度の新規契約)	11%
相手方先区分	国	144件	235,637千円	18,218千円	253,855千円		
	独立行政法人	984件	2,679,805千円	249,891千円	2,929,696千円		
	公益法人等	1,151件	2,784,142千円	325,853千円	3,109,995千円		
	地方公共団体	558件	847,691千円	69,474千円	917,165千円		
	外国政府機関	40件	57,155千円	9,194千円	66,349千円		
	外国企業	320件	1,501,640千円	222,098千円	1,723,738千円		
	その他	1,506件	2,627,955千円	273,664千円	2,901,619千円		
	計	4,703件	10,734,025千円	1,168,392千円	11,902,417千円		
当該年度に受け入れた研究費の規模別内訳	0円	1,496件	【研究費の規模別内訳】 それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。 各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に収まります。				
	～100万円未満	1,509件			675,079千円		
	～300万円未満	927件			1,534,374千円		
	～500万円未満	260件			956,579千円		
	～1000万円未満	251件			1,716,942千円		
	～5000万円未満	237件			4,275,723千円		
	～1億円未満	14件			1,054,819千円		
	1億円以上	9件			1,688,901千円		
	計	4,703件			11,902,417千円		

【Q&A】

契約が年度毎で更新される場合、どのように判断しますか？	あらかじめ全体の研究期間を定める文書があり、当該文書に基づき年度毎に更新を行う場合には、その全体を1契約として扱ってください。 あらかじめ定めた文書がない場合は、結果的に過去の課題の延長であっても、新たに契約を締結したものとしてください。
複数の機関と連携して共同研究を1契約で行った場合、受入件数はどのように判断しますか？	受入件数は、契約を結んだ機関数ではなく、契約ごとに判断します。例えば、複数の機関と連携して共同研究を1契約で行った場合には、1件となります。またこの場合、「相手方先区分」欄には、代表の1機関のものを計上してください。
研究費の規模別内訳はどのように判断しますか？	共同研究受入額1件ごと(直接経費+間接経費)の規模で判断します。複数年契約等の場合の受入額であっても、平成30年度の受入額のみで判別してください。 (例1)平成28～30年度の3年間契約を行い、その間の経費を平成28年度に一括して受け入れた場合・・・平成30年度実績は、件数1件・受入額0円。→受入額が「0円」なので、「0円」に計上する。 (例2)平成28～30年度の3年間契約を行い、平成30年度に当該経費として1000万円を受け入れた場合・・・平成30年度実績は、件数1件・受入額1000万円。→受入額が「1000万円」なので、「～5000万円未満」に計上する。
契約の相手方が、国内外の大学の場合は、「相手方先区分」でどこに分類されますか？	「その他」を選択してください。
平成30年度に実施した共同研究の研究費が、平成31年度(令和元年度)以降に大学等に対して精算払いされる場合、金額はどうしますか？	当該共同研究の契約書上記載された契約金額を計上してください。
平成30年度に実施した共同研究の研究費が、大学等に対して概算払いされている場合、金額はどうしますか？	概算払いにより受け入れた研究費の金額を計上してください。 平成31年度(令和元年度)以降に研究費の支出元に対して返還した金額(予定額を含む)を差し引く必要はありません。
「共通のテーマで複数の企業が同じ場所に集まって研究開発を行っているオープンイノベーション型」について、「複数の企業」には、私立大学や法人、研究所、団体等は含まれますか？	含まれていても構いませんが、民間企業が複数参加しているものを記載してください。
「共通のテーマで複数の企業が同じ場所に集まって研究開発を行っているオープンイノベーション型」について、「同じ場所に集まって」とは具体的にどういう状況を指しますか？	研究設備やスタッフが常駐する必要があることから、研究機関内に専用の建物や部屋が設置されていることを想定しています。

【様式3-1】受託研究受入実績

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度に行われた受託研究(大学等が民間企業等からの委託により研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているもの。治験等(様式3-2において項目を設けています。)を除く。)で、委託者が経費を負担するものを御回答ください。

・「平成30年度に行われた」とは、契約期間が平成30年度に1日でもかかるものをいいます。

・「委託者が経費を負担」とは、契約全体において委託者が費用を負担するものをいいます。システム改革や人材育成等の支援事業費は対象としません。

【注意点】

・様式は(1)国内民間企業を相手にしたもの、(2)国内民間企業以外の団体を相手にしたものに分かれています。(2)について記載漏れが無いよう御注意下さい。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

平成30年度の新規契約	契約期間が平成30年度に開始したものを指します。 以前に行っていた受託研究に対する変更契約は、契約期間の延長等が行われても含みません。															
中小企業 (⇔大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。 <table><tr><td>業種分類</td><td>資本金</td><td>従業員</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr></table>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員														
製造業その他	3億円以下	300人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5千万円以下	100人以下														
小売業	5千万円以下	50人以下														
同一県内企業	大学等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。															
外国企業 (⇔国内企業)	外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内企業」を判別してください。															
公益法人等	特殊法人、財団法人、社団法人、商工会議所を指します。															

(1)国内民間企業からの受託研究

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

	受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)	貴機関で把握している、自機関発のベンチャーからの受託研究の受入件数・受入額について記入してください
合計	7,939件	11,829,337千円	2,006,624千円	13,835,961千円	
うち30年度の新規契約	4,463件	7,653,753千円	1,344,837千円	8,998,590千円	
相手方先区分	大企業	5,176件	8,851,107千円	10,371,313千円	受入件数 39件
	うち同一県内企業	1,344件	2,723,016千円	3,175,656千円	受入額(千円) 148,793千円
	中小企業	2,763件	2,978,230千円	3,464,648千円	
	うち同一県内企業	1,016件	1,298,484千円	1,485,382千円	
	計	7,939件	11,829,337千円	13,835,961千円	間接経費の占める割合(合計) 17%
					間接経費の占める割合(うち30年度の新規契約) 18%
当該年度に受け入れた研究費の規模別内訳	0円	1,845件			
	～100万円未満	3,170件		1,286,336千円	
	～300万円未満	1,993件		3,099,852千円	
	～500万円未満	403件		1,490,126千円	
	～1000万円未満	295件		2,025,730千円	
	～5000万円未満	213件		4,102,956千円	
	～1億円未満	13件		889,490千円	
	1億円以上	7件		941,471千円	
	計	7,939件		13,835,961千円	

【研究費の規模別内訳】それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に収まります。

合計欄は、相手方先区分、研究費の規模別内訳の計が、全て一致すれば数値が表示されます。

(2) 国内民間企業以外の団体からの受託研究

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

合計欄は、相手方先区分、研究費の規模別内訳の計が、**全て一致すれば数値が表示されます。**

		受入件数	直接経費(千円)	間接経費(千円)	受入額(千円)		
合計		20,598件	186,171,398千円	37,936,227千円	224,107,625千円	間接経費の占める割合(合計)	20%
うち30年度の新規契約		12,283件	95,534,737千円	18,442,797千円	113,977,534千円	間接経費の占める割合(うち30年度の新規契約)	19%
相手方先区分	国	1,998件	29,722,167千円	4,092,290千円	33,814,457千円	【研究費の規模別内訳】 それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。 各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に収まります。	
	独立行政法人	10,800件	137,803,848千円	30,857,386千円	168,661,234千円		
	公益法人等	2,387件	4,354,245千円	816,324千円	5,170,569千円		
	地方公共団体	1,976件	4,593,718千円	473,704千円	5,067,422千円		
	外国政府機関	53件	286,993千円	24,900千円	311,893千円		
	外国企業	179件	412,112千円	73,785千円	485,897千円		
	その他	3,205件	8,998,315千円	1,597,838千円	10,596,153千円		
	計	20,598件	186,171,398千円	37,936,227千円	224,107,625千円		
当該年度に受け入れた研究費の規模別内訳	0円	1,582件			2,238,112千円		
	～100万円未満	5,127件			8,030,572千円		
	～300万円未満	4,527件			7,360,698千円		
	～500万円未満	1,907件			18,383,038千円		
	～1000万円未満	2,558件			88,126,091千円		
	～5000万円未満	4,116件			35,181,444千円		
	～1億円未満	505件			64,787,670千円		
	1億円以上	276件			224,107,625千円		
計		20,598件					

【Q&A】

契約が年度毎で更新される場合、どのように判断しますか？	あらかじめ全体の研究期間を定める文書があり、当該文書に基づき年度毎に更新を行う場合には、その全体を1契約として扱ってください。 あらかじめ定めた文書がない場合は、結果的に過去の課題の延長であっても、新たに契約を締結したものとしてください。
複数の機関と連携して受託研究を1契約で行った場合、受入件数はどのように判断しますか？	受入件数は、契約を結んだ機関数ではなく、契約ごとに判断します。例えば、複数の機関と連携して受託研究を1契約で行った場合には、1件となります。またこの場合、「相手方先区分」欄には、代表の1機関のものを計上してください。
研究費の規模別内訳はどのように判断しますか？	受託研究受入額1件ごと(直接経費+間接経費)の規模で判断します。複数年契約等の場合の受入額であっても、平成30年度の受入額のみで判別してください。 (例1) 平成28～30年度の3年間契約を行い、その間の経費を平成28年度に一括して受け入れた場合・・・平成30年度実績は、件数1件・受入額0円。→受入額が「0円」なので、「0円」に計上する。 (例2) 平成28～30年度の3年間契約を行い、平成30年度に当該経費として1000万円を受け入れた場合・・・平成30年度実績は、件数1件・受入額1000万円。→受入額が「1000万円」なので、「～5000万円未満」に計上する。
再委託による契約を行っている場合には、どのように記載しますか？	再委託による契約を行っている場合、「相手方先区分」は資金の支出元のものを記載してください。また、受け取った金額をそのまま計上し、再委託した分を差し引かないでください。
契約の相手方が、国内外の大学の場合、 「相手方先区分」でどこに分類されますか？	「その他」を選択してください。
平成30年度に実施した受託研究の研究費が、平成31年度(令和元年度)以降に大学等に対して精算払いされる場合、金額はどうしますか？	当該受託研究の契約書上記載された契約金額を計上してください。
平成30年度に実施した受託研究の研究費が、大学等に対して概算払いされている場合、金額はどうしますか？	概算払いにより受け入れた研究費の金額を計上してください。 平成31年度(令和元年度)以降に研究費の支出元に対して返還した金額(予定額を含む)を差し引く必要はありません。

【様式3-2】治験等受入実績

機関番号

回答機関名

【調査の対象】平成30年度に行われた治験等(大学等が外部からの委託により医薬品及び医療機器等の臨床研究を行い、これに要する経費が委託者から支弁されているもの、製造販売後調査、病理組織検査、それらに類似する試験・調査。受託研究とは別。)

・平成30年度に行われた」とは、契約期間が平成30年度に1日でもかかるものをいいます。

【注意点】

・件数については契約件数を、金額については受託研究受入額の**外数**で計上してください。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

治験	医薬品、医療機器の製造販売承認を得るため、行政機関に届出を行ったうえで実施されるものを指します。		
治験以外の検査等	「製造販売後調査」、「病理組織検査」、「それらに類似する試験・調査」を指します。		
中小企業 (⇔大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。		
	業種分類	資本金	従業員
	製造業その他	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
同一県内企業	大学等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。		
外国企業 (⇔国内企業)	外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」「国内企業」を判別してください。		
公益法人等	特殊法人、財団法人、社団法人、商工会議所を指します。		

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

			治験等				合計	
			治験		治験以外の検査等			
			件数	受入額 (千円)	件数	受入額 (千円)	件数	受入額 (千円)
合計			9,879件	17,719,016千円	48,665件	4,255,845千円	58,544件	21,974,861千円
相手方先区分	国内企業	大企業	8,638件	15,888,860千円	19,458件	1,944,633千円	28,096件	17,833,493千円
		うち同一県内企業	1,374件	3,194,353千円	4,881件	372,292千円	6,255件	3,566,645千円
		中小企業	753件	1,155,100千円	4,964件	612,508千円	5,717件	1,767,608千円
		うち同一県内企業	105件	186,533千円	2,937件	229,437千円	3,042件	415,970千円
		小計	9,391件	17,043,960千円	24,422件	2,557,141千円	33,813件	19,601,101千円
	国	4件	6,737千円	13件	91,785千円	17件	98,522千円	
	独立行政法人	31件	80,844千円	979件	156,818千円	1,010件	237,662千円	
	公益法人等	99件	58,570千円	8,752件	542,653千円	8,851件	601,223千円	
	地方公共団体	1件	324千円	4,601件	400,217千円	4,602件	400,541千円	
	外国政府機関	0件	0千円	0件	0千円	0件	0千円	
	外国企業	251件	407,416千円	377件	227,452千円	628件	634,868千円	
	その他	102件	121,165千円	9,521件	279,779千円	9,623件	400,944千円	
	計	9,879件	17,719,016千円	48,665件	4,255,845千円	58,544件	21,974,861千円	
	当該年度に受け入れた 研究費の規模別内訳	0円	1,916件		5,515件		7,431件	
～100万円未満		4,076件	1,617,834千円	42,525件	1,680,627千円	46,601件	3,298,461千円	
～300万円未満		2,236件	4,051,864千円	413件	696,563千円	2,649件	4,748,427千円	
～500万円未満		758件	2,931,885千円	96件	354,896千円	854件	3,286,781千円	
～1000万円未満		629件	4,307,677千円	60件	409,010千円	689件	4,716,687千円	
～5000万円未満		257件	4,287,100千円	54件	940,565千円	311件	5,227,665千円	
～1億円未満		6件	381,823千円	2件	174,184千円	8件	556,007千円	
1億円以上		1件	140,833千円	0件	0千円	1件	140,833千円	
計		9,879件	17,719,016千円	48,665件	4,255,845千円	58,544件	21,974,861千円	

【Q&A】

病理組織検査において、契約書等取り交わしたうえで個別の検査サンプルを受け付けている場合の受入件数は、どのように判断しますか？	当該契約書や覚書の件数を計上してください。その他、契約書等を取り交わさず、依頼状、申込書等により受け付けている場合にあっては、受付手続1回の処理を1件として計上してください。
--	---

【様式4】発明状況等

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度に届出のあった発明届(大学等に所属する教員等から発明があった旨を当該大学等に届出させること)について、御回答ください。

【用語等説明】

発明者	発明の具体的着想や具体的解決手段を提供し、技術的思想の創作行為に加担し、発明の完成に貢献した者を指します。発明者と同じ研究グループに所属していただけの人や、単に実験を手伝っただけの人は発明者には含めません。
-----	---

発明状況

(1) 発明者数(発明届を出した教員等の、重複を除いた数)

教員(研究員を含む)	8,638	人
学生	2,620	人

延べ人数でなく実人数で計上してください。また「学生」とは学部生、院生等を指し、ポストドクターや非常勤研究員は研究員として「教員」に計上してください。なお、単に実験を手伝っただけの人は、発明者に含めません。詳細は、上記【用語等説明】を参照ください。

※代表発明者が出した発明届けに記載されている代表者以外の共同発明者もカウントに含めてください。

(2) 発明届出件数

発明届出件数総数	8,227	件	(機関が承継・出願に至った発明届の数 (予定件数含む))	6,909	件)
----------	-------	---	---------------------------------	-------	----

※30年度における「発明届出件数」に対する「機関が承継・出願に至った発明届の数(予定件数含む)」の割合

((2) 発明届出件数まで入力するとそれぞれ自動で反映されます。)

(機関が承継・出願に至った発明届の数
(予定件数含む)) 6,909 件) / 発明届出件数 8,227 件

= 84 %

【様式5】特許等取得及び管理状況、特許出願経費等について

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度中に出願等を行った特許等について、御回答ください。

【用語等説明】

知的財産（特許等）	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。 「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。
出願件数	平成30年度中に提出した件数を指します。
審査請求件数	平成30年度中に審査請求した件数（特許権のみ）を指します。 米国の場合は、審査請求の制度がないため「（イ）審査請求件数」に計上する必要がありません。出願件数、保有件数のみに計上願います。
保有件数	平成30年度末時点で、登録している特許権等を保有している件数を指します。
機関の運営経費	国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を指します。

1. 特許等取得及び管理状況

【国内分】

平成30年度中	特許権		実用新案権	意匠権	商標権	その他 知的財産権
		うち共有				
（ア）出願件数	6,595件	4,244件	14件	34件	147件	23件
（イ）審査請求件数	4,227件	2,750件				
（ウ）保有件数	30,775件	17,791件	75件	272件	1,560件	241件
	うち実施許諾中件数	4,896件				

過去の調査で誤って「（ア）出願件数」＝「（ウ）保有件数」と回答してきた機関が多くありましたが、出願しただけでは保有しているとはいえないので、「（ウ）保有件数」には「権利化した特許権等を保有している件数」に該当する件数のみ計上してください。

【外国分】

平成30年度中	特許権		実用新案権	意匠権	商標権	その他 知的財産権
		うち共有				
（ア）出願件数	2,934件	2,180件	2件	3件	0件	0件
権利国別内訳	米国	1,096件	738件			
	ドイツ	120件	86件			
	英国	55件	36件			
	フランス	54件	37件			
	上記以外の欧州国（EPC加盟国）	122件	103件			
	中国	571件	465件			
	韓国	212件	177件			
	インド	69件	58件			
	その他	635件	480件			
	（イ）審査請求件数	1,122件	884件			
権利国別内訳	ドイツ	37件	31件			
	英国	4件	3件			
	上記以外の欧州国（EPC加盟国）	76件	54件			
	中国	443件	352件			
	韓国	145件	112件			
	インド	54件	43件			
	その他	363件	289件			
	（ウ）保有件数	15,263件	10,589件	11件	34件	98件
	うち実施許諾中件数	4,191件				
	米国	5,018件	3,217件			
権利国別内訳	ドイツ	1,574件	1,042件			
	英国	1,196件	807件			
	フランス	1,164件	776件			
	上記以外の欧州国（EPC加盟国）	1,782件	1,264件			
	中国	1,799件	1,393件			
	韓国	1,043件	797件			
	インド	79件	54件			
	その他	1,608件	1,239件			

【PCT・EPC分】

平成30年度中	件数	うち共有
出願件数	2,384件	1,498件
PCT出願件数	1,807件	1,076件
EPC出願件数	577件	422件

2. 特許出願に関しての発明のもととなった研究内訳

	国内分	外国分
出願件数(件)	6,595件	2,934件
発明のもととなった研究	(内訳)	(内訳)
①共同研究	2,752件	1,362件
ア)民間企業	2,587件	1,307件
イ)その他	165件	55件
②受託研究	1,307件	718件
ア)国	359件	191件
イ)独立行政法人、公益法人等	788件	431件
ウ)民間企業	134件	82件
エ)その他	26件	14件
③補助金	800件	283件
ア)国	387件	126件
イ)独立行政法人、公益法人等	369件	154件
ウ)その他	44件	3件
④寄附金	158件	79件
⑤上記以外(運営費交付金等)	1,578件	492件

出願件数(国内分)
E15と一致します。

出願件数(外国分)
E23と一致します。

「②受託研究」の「国」には競争的資金の委託費の性格のもの、「③補助金」の「国」には競争的資金の補助金の性格のものをそれぞれ含みます。

複数の研究費を使用している場合には、割合が多い方の欄に記入してください

3. 知的財産関連経費の状況

(1). 自機関が費用を負担したもの

例えば、特許の共有相手が負担した特許関連経費等、自機関以外が負担したものは含めないでください。

【平成30年度中にかかった費用】

知的財産の出願・登録・維持にかかった費用を「出願等費用」、「登録・維持費用」に分け、それぞれ弁理士費用等を含んだ額を計上してください。また、内訳に該当しないその他の費用については「その他費用」欄に計上してください。なお、「その他費用」欄に計上する場合には、具体的な費用についての名称も記載の上、計上してください。

平成30年度中にかかった費用	支出額(千円)
出願等費用(国内権利)	1,331,224千円
出願等費用(海外権利、PCT、EPC等)	1,556,264千円
登録・維持費用(国内権利)	358,243千円
登録・維持費用(海外権利)	347,417千円
侵害調査・訴訟等費用	11,560千円
その他費用	136,715千円
合計	3,741,423千円

左表の費用に対し措置した財源	財源の額(千円)
機関の運営経費	1,980,728千円
プロジェクト研究の直接経費	218,013千円
間接経費	996,826千円
ライセンス収入	406,892千円
その他費用	138,964千円
合計	3,741,423千円

合計額は一致します

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

(2). 上記(1)以外の経費

(単位:千円)

特許出願・保有の支援を目的とした補助金等(JST外国特許出願支援等)の支援を受けた額	1,314,577千円
実施許諾または譲渡による収入のうち、研究者(発明者、創作者等)本人に還元した額	1,358,176千円
実施許諾または譲渡による収入のうち、研究者以外(部局等)に還元した額	1,277,546千円

4. 共有特許の出願・中間対応経費の負担区分

平成30年度中に共有で特許出願したもの	件数	うち相手方が民間企業の件数
貴機関が全額負担したもの	138件	23件
相手方が全額負担したもの	6,221件	6,158件
持分に応じて負担をしたもの	1,387件	497件
持分とは異なる割合で負担したもの	80件	41件
合計	7,826件	6,719件

5. 共有特許の登録・権利更新経費の負担区分

平成30年度中に登録または権利更新を行ったもの	件数	うち相手方が民間企業の件数
貴機関が全額負担したもの	318件	31件
相手方が全額負担したもの	12,096件	11,749件
持分に応じて負担をしたもの	2,985件	1,735件
持分とは異なる割合で負担したもの	167件	66件
合計	15,566件	13,581件

【Q&A】

「出願等費用」、「登録・維持費用」に計上する際の注意点は、どういったものがありますか？	○「出願等費用」には、「出願費用」のほか出願前にかかった費用や「中間費用等(※)」も含みます。 (※) 出願前に行った先行技術調査、特許出願から登録までの間に要する費用、審査請求費用、拒絶理由対応に係る費用、微生物寄託に係る費用、出願の手続き補正書の手数料等 ○「登録・維持費用」には、特許査定を得た際の弁理士への成功報酬、名義変更や放棄のための手数料を含みます。 ○消耗品や旅費等の事務経費は当該支出なしに取得等事務ができないもののみを、「出願等費用」または「登録・維持費用」に分けて計上してください。 ○特許の市場性評価や弁理士相談料等は特許査定を受ける前か否かで「出願等費用」または「登録・維持費用」に振り分けてください。 ○発明補償金等は、「出願等費用」及び「登録・維持費用」に含めるのではなく、支出先に応じ(2) 上記(1)以外の経費にある「実施許諾または譲渡による収入のうち、研究者(発明者、創作者等)本人に還元した額」または「実施許諾または譲渡による収入のうち、研究者以外(部局等)に還元した額」の該当項目に含めてください。
EPC出願、PCT出願含め国内・外国出願件数はどのように判断しますか？	国内・外国出願件数は、出願国数を計上することとし、EPC出願、PCT出願をした場合は、各国へ移行手続きを行ってなくても計上し、同手続きを行った場合は、追加して「外国出願件数」の区分に応じて、計上してください。またPCT出願の各国移行段階でEPを指定した場合についてもEPC出願に計上してください。ただし、基礎出願を行った国に再度、移行手続きを行った場合には、移行段階での出願件数からその国は除外してください。 (例) 1. 平成30年度中に日本へ基礎出願、その後PCT出願をしたが、各国への指定国移行の手続きをまだ行っていない場合 ・・・「国内出願件数」欄に1件、「PCT出願件数」欄に1件 2. 平成30年度より前に日本へ基礎出願、平成30年度中にPCT出願をし、同年度内に米国、仏、独の計3カ国に指定国移行の手続きを行っている場合・・・「PCT出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に3件 3. 平成30年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願後、平成30年度中に日本、米国、独の計3カ国に指定国移行の手続きを行った場合・・・「外国出願件数」欄に2件 4. 平成30年度より前に米国へ基礎出願およびPCT出願後、平成30年度中に日本、米国、独、計3カ国に指定国移行の手続きを行った場合・・・「国内出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に1件 5. 基礎出願を行わず、平成30年度中にPCT出願後、同年度内に日本、米国、EPIに指定国移行の手続きを行った場合 ・・・「PCT出願件数」欄に1件、「国内出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に1件、「EPC出願件数」欄に1件 6. 平成30年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願、EPC出願後、平成30年度中に日本、米国、英、独、仏へ指定国移行の手続きを行った場合・・・「外国出願件数」欄に4件
「国内優先権出願」、「分割請求」を行った場合は、どのように判断しますか？	「国内優先権出願」を行った場合は、基礎出願を含み全て計上してください。 (例) 1. 平成29年度に基礎出願を行い、平成30年度に「国内優先権出願」を行った場合 ・・・出願件数は1件 2. 平成30年度に基礎出願を行い、平成30年度に「国内優先権出願」を行った場合 ・・・出願件数は2件 「分割出願」を行った場合は、基礎出願を含み全て計上してください。 (例) 1. 平成29年度に基礎出願を行い、平成30年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合 ・・・出願件数3件 3. 平成30年度に基礎出願を行い、平成30年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合 ・・・出願件数4件 ※PCT出願等から指定国移行段階において、分割を求められたケースについても同様に計上してください。

【様式6－1】知的財産の実施許諾等収入

機関番号

回答機関名

全機関

『特許権』

【調査の対象】平成30年度中の知的財産の実施許諾等収入(特許権)について、御回答ください。

【注意点】

- ・【様式6－1】特許権、【様式6－2】実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)の2種類の様式がありますので、様式ごとに該当する知的財産について記載してください。
- ・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。																	
特許権等	「特許を受ける権利」の段階のものも含みます。																	
実施許諾	「実施許諾」とは、以下の(ア)、(イ)のいずれかの場合に該当することを指します。 (ア) 大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を企業等に実施させることを許諾する契約を締結している場合。 (イ) 特許権等の知的財産権を共有している相手方の企業等から、大学等に対して実施料を支払うことが定められている場合。 ただし、「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合(※)」に限る。 (※)「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合」の例。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの金額及びランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期が定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、ランニングロイヤリティに関する実施料率・支払い時期はまだ定められていないが、イニシャルロイヤリティの支払い金額は定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの支払は予定されていないが、ランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期は定められている。																	
中小企業 (⇔大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。 <table><tr><td>業種分類</td><td>資本金</td><td>従業員</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr></table>			業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員																
製造業その他	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
サービス業	5千万円以下	100人以下																
小売業	5千万円以下	50人以下																
イニシャルロイヤリティ	実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金を指します。																	
ランニングロイヤリティ	実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指します。																	
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を他者に有償又は無償で移転することを言います。 また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。																	
権利数	実施許諾または譲渡した権利の数を指します。																	
収入額	平成30年度中に実施許諾または譲渡により得た収入額を指します。																	
マイルストーン収入	契約に基づき、あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入を指します。																	
不実施補償	大学等が特許権等の知的財産権を自ら実施しない対価として、権利を共有している相手方からの支払いを指します。																	
オプション契約	技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用させるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を意味します。																	

【国内分】

「日本国内で権利化された知的財産」が該当。

		権利数		収入額	
			うち共有		うち共有
契約別	実施許諾(29年度以前に契約)	6,967件	3,073件	2,061,040千円	434,438千円
	実施許諾(30年度に契約)	1,267件	537件	776,891千円	479,228千円
	譲渡(無償の場合も含む)	1,082件	796件	388,749千円	260,998千円
	譲渡のうち、共有特許の持ち分を共有相手に移したものの		714件		216,144千円
計		9,316件	4,406件	3,226,680千円	1,174,664千円
相手別	国内大企業		1,737件		602,418千円
	うち同一県内企業		541件		105,475千円
	国内中小企業		1,358件		325,579千円
	うち同一県内企業		512件		111,577千円
	その他(国内)		97件		10,010千円
	外国企業		35件		2,768千円
	その他(外国)		2件		0千円
	国内大企業	1,828件	310件	630,490千円	88,981千円
	うち同一県内企業	517件	90件	109,966千円	22,981千円
	国内中小企業	3,665件	654件	1,539,811千円	105,134千円
	うち同一県内企業	1,728件	333件	1,018,499千円	70,095千円
	その他(国内)	385件	173件	103,396千円	39,600千円
	外国企業	204件	38件	12,208千円	174千円
	その他(外国)	5件	2件	0千円	0千円
計		9,316件	4,406件	3,226,680千円	1,174,664千円

【計上する際の注意事項】
○「受ける権利」の段階のものも含みます。
○共有の特許権については、「うち共有」欄に計上してください(内数)。
○TLOを経由のものも含めて計上してください。

権利数、収入額は、それぞれ契約別の計、相手別の計が一致します。
一致しない場合は赤くなります。

[外国分]

「外国において権利化された知的財産」が該当

		権利数		収入額	
			うち共有		うち共有
契約別	実施許諾(29年度以前に契約)	5,482件	2,795件	555,053千円	371,479千円
	実施許諾(30年度に契約)	592件	302件	264,541千円	125,898千円
	譲渡(無償の場合も含む)	487件	356件	91,825千円	47,395千円
	譲渡のうち、共有特許の持ち分を共有相手に移したものの		333件		27,593千円
計		6,561件	3,453件	911,419千円	544,772千円
相手別	国内大企業		1,342件		103,421千円
	うち同一県内企業		538件		86,751千円
	国内中小企業		843件		135,442千円
	うち同一県内企業		265件		20,855千円
	その他組織(国内)		104件		32,917千円
	外国企業		71件		1,505千円
	その他組織(外国)		13件		982千円
	国内大企業	989件	250件	141,609千円	8,523千円
	うち同一県内企業	238件	79件	14,584千円	5,832千円
	国内中小企業	2,619件	562件	90,379千円	16,334千円
	うち同一県内企業	1,649件	293件	24,054千円	5,546千円
	その他組織(国内)	225件	187件	143,943千円	120,111千円
	外国企業	330件	65件	255,973千円	120,581千円
	その他組織(外国)	25件	16件	5,248千円	4,956千円
計		6,561件	3,453件	911,419千円	544,772千円

権利数、収入額は、それぞれ契約別の計、相手別の計が一致します。一致しない場合は赤くなります。

[PCT・EPC等]

		権利数		収入額	
			うち共有		うち共有
契約別	実施許諾(29年度以前に契約)	743件	360件	124,115千円	28,004千円
	実施許諾(30年度に契約)	303件	135件	117,037千円	80,544千円
	譲渡(無償の場合も含む)	79件	44件	31,880千円	9,828千円
	譲渡のうち、共有特許の持ち分を共有相手に移したものの		21件		6,879千円
計		1,125件	539件	273,032千円	118,376千円
相手別	大企業		206件		4,178千円
	うち同一県内企業		64件		674千円
	中小企業		105件		67,243千円
	うち同一県内企業		63件		7,441千円
	その他組織(国内)		8件		1,244千円
	外国企業		3件		0千円
	その他組織(外国)		1件		173千円
	大企業	204件	32件	56,019千円	19,319千円
	うち同一県内企業	57件	8件	1,428千円	0千円
	中小企業	472件	116件	74,746千円	12,318千円
	うち同一県内企業	290件	55件	26,616千円	4,623千円
	その他組織(国内)	64件	45件	61,268千円	13,444千円
	外国企業	60件	23件	8,161千円	457千円
	その他組織(外国)	2件	0件	0千円	0千円
計		1,125件	539件	273,032千円	118,376千円

権利数、収入額は、それぞれ契約別の計、相手別の計が一致します。一致しない場合は赤くなります。

【不実施補償金】
「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に含まれていない、「不実施補償金」として徴収したものについて計上してください。なお、「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に不実施補償条項が入っている場合は、「不実施補償金」と切り分けずにそのまま計上してください。

○実施許諾収入額の内訳

[国内分]

	実施許諾収入額 内訳						
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式売買による収入(新株予約権の権利行使により取得した株式の売却を含む)	その他
30年度に収入をもたらした権利数	1,862件	2,133件	444件	28件	124件	7件	25件
収入額(千円)	890,566千円	1,156,421千円	170,598千円	56,517千円	172,929千円	386,092千円	4,808千円

[外国分]

	実施許諾収入額 内訳						
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式売買による収入(新株予約権の権利行使により取得した株式の売却を含む)	その他
30年度に収入をもたらした権利数	273件	777件	101件	5件	14件	0件	15件
収入額(千円)	503,814千円	267,216千円	25,162千円	21,606千円	611千円	0千円	1,185千円

[PCT・EPC等]

	実施許諾収入額 内訳						
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式売買による収入(新株予約権の権利行使により取得した株式の売却を含む)	その他
30年度に収入をもたらした権利数	126件	175件	124件	3件	2件	0件	4件
収入額(千円)	124,236千円	48,580千円	25,571千円	42,381千円	14千円	0千円	370千円

【Q&A】

「権利数」はどのように判断すればいいですか？	「権利数」の用語定義について、本ページの上部をご覧ください。また実施許諾した権利数については、過去に実施契約を行い平成30年度末現在で継続しているものを含むこととします。この場合については、「29年度以前に契約したもの」欄に計上してください。なお、具体的な事例は、以下を参考としてください。 (例) ○「国内分」の4件の特許を1契約で実施許諾あるいは譲渡した場合 ・・・「国内分」において、「実施許諾あるいは譲渡した権利数」4件 ○「国内分」の3件の特許を2社に実施許諾した場合 ・・・「国内分」において、「実施許諾した権利数」6件 ○「国内分」の3件の特許と、「外国分」の1件の特許を1契約で実施許諾した場合 ・権利数・・・「国内分」3件、「外国分」1件 ・収入額・・・1契約における収入額を、分類が可能であれば、「国内分」・「外国分」それぞれに分けて計上する。不可能な場合は、契約の相手先企業が国内企業か外国企業かで判断し、国内分・外国分のどちらか一方に計上してください。
相手別内訳について、共有相手への持分譲渡及び共有相手から得た不実施補償などは、どのように判断すればいいですか？	「特許の共有相手」に計上し、それ以外の欄には計上しないでください。共有特許を保有していない第三者にライセンスした場合には、ライセンス相手の属性に応じて計上し、権利が共有か否かで、「権利数」及び「収入額」または、「うち共有」に計上してください。
① PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を譲渡した場合、または、PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を実施許諾し、平成30年度末までに各国移行が行われなかった場合は、どのように判断すればいいですか？ ② PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を実施許諾し、平成30年度中に各国移行が行われた場合は、どのように判断すればいいですか？	①「PCT・EPC等」の表に計上してください。 ②実施許諾契約の対象となる移行国ごとに計上してください。 (例) 1. PCT出願(優先権主張を伴うPCT出願も同様)を行い、これを実施許諾したが、平成30年度末までに各国への移行が行われなかった場合 ・・・「PCT・EPC等」1件 2. PCT出願を行い、これを実施許諾契約した後、平成30年度末までに日本、米国、カナダに移行し、その各国において実施許諾した場合 ・・・「国内分」1件、「外国分」2件 3. PCT出願を行い、これを実施許諾契約した後、平成30年度末までに米国、EPCに移行し、米国、EPCにおいて実施許諾した場合 ・・・「外国分」1件、「PCT・EPC等」1件 4. PCT出願を行い、これを実施許諾契約し、平成30年度末までに移行した国があったが、その国においては実施許諾しなかった場合 ・・・「PCT・EPC等」1件 5. PCT出願を行い、これを譲渡した場合(持分譲渡を含む) ・・・「PCT・EPC等」1件
平成29年度以前に譲渡契約をし、平成30年度中に収入が無い場合の権利数及び収入額はどのように判断しますか？	未払いがある場合のみ件数を計上し、収入額は0としてください。(すでに双方で譲渡契約手続が終了しているものについては計上しないでください。)
ランニングロイヤリティの前払いの性質を持っている場合は、どのように判断しますか？	ランニングロイヤリティの前払いの性質を持っている場合であっても、契約締結時に支払われるものは一括してイニシャルロイヤリティに整理してください。

【様式6-2】知的財産の実施許諾等収入

『実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、
その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)』

機関番号



回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度中の知的財産の実施許諾等収入(実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル))について、御回答ください。

【注意点】

- ・【様式6-1】特許権、【様式6-2】実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)の2種類の様式がありますので、様式ごとに該当する知的財産について記載してください。
- ・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。																	
特許権等	「特許を受ける権利」の段階のものも含みます。																	
実施許諾	「実施許諾」とは、以下の(ア)、(イ)のいずれかの場合に該当することを指します。 (ア) 大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を企業等を実施させることを許諾する契約を締結している場合。 (イ) 特許権等の知的財産権を共有している相手方の企業等から、大学等に対して実施料を支払うことが定められている場合。 ただし、「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合(※)に限る。 (※)「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合」の例。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの金額及びランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期が定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、ランニングロイヤリティに関する実施料率・支払い時期はまだ定められていないが、イニシャルロイヤリティの支払い金額は定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの支払は予定されていないが、ランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期は定められている。																	
中小企業 (⇔大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。 <table><tr><td>業種分類</td><td>資本金</td><td>従業員</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr></table>			業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員																
製造業その他	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
サービス業	5千万円以下	100人以下																
小売業	5千万円以下	50人以下																
イニシャルロイヤリティ	実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金を指します。																	
ランニングロイヤリティ	実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指します。																	
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を他者に有償又は無償で移転することを言います。また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。																	
マイルストーン収入	契約に基づき、あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入を指します。																	
不実施補償	大学等が特許権等の知的財産権を自ら実施しない対価として、権利を共有している相手方からの支払いを指します。																	
オプション契約	技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用させるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を意味します。																	
有体物(マテリアル)	「有体物(マテリアル)」とは、「下記(i)～(iii)に該当する学術的・財産的価値その他価値のある有体物(論文、講演その他著作物に関するものを除く)」を指します。 (i) 研究開発の際に創作または取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの (ii) 研究開発の際に創作または取得されたものであって、(i)を得るのに利用されるもの (iii) (i)または(ii)を創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの ex) 材料、試料(微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種)、試作品、モデル品																	

○それぞれの知的財産について、**権利数と収入額**を契約別に記載してください。(ただし「著作権」「その他(ノウハウ等)」「有体物(マテリアル)」については**契約数**を記載。)

		実用新案権		意匠権		商標権		著作権		その他知的財産 (育成者権、回路配置 利用権等)		その他 (ノウハウ等)		有体物 (マテリアル)	
		権利数	収入額	権利数	収入額	権利数	収入額	契約数	収入額	権利数	収入額	契約数	収入額	契約数	収入額
国内分	契約別	実施許諾 (29年度以前に契約)	29件 3,410千円	66件 2,613千円	337件 63,537千円	769件 125,894千円	101件 2,630千円	324件 214,903千円	254件 92,193千円						
		実施許諾 (30年度に契約)	12件 3,915千円	37件 3,923千円	45件 2,254千円	205件 107,818千円	11件 1,084千円	134件 318,641千円	286件 187,186千円						
		譲渡	1件 0千円	6件 1,094千円	8件 658千円	8件 5,434千円	6件 1,731千円	5件 1,862千円	959件 184,376千円						
		計(A)	42件 7,325千円	109件 7,630千円	390件 66,449千円	982件 239,146千円	118件 5,445千円	463件 535,406千円	1,499件 463,755千円						
外国分	契約別	実施許諾 (29年度以前に契約)	0件 0千円	8件 0千円	1件 0千円	15件 4,767千円	0件 0千円	22件 6,066千円	185件 117,294千円						
		実施許諾 (30年度に契約)	2件 1,000千円	0件 0千円	1件 130千円	9件 6,357千円	1件 32千円	3件 815千円	85件 32,817千円						
		譲渡	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	0件 0千円	137件 37,595千円						
		計(B)	2件 1,000千円	8件 0千円	2件 130千円	24件 11,124千円	1件 32千円	25件 6,881千円	407件 187,706千円						

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で計上してください。

○実施許諾収入額の内訳

		実用新案権		意匠権		商標権		著作権		その他知的財産 (育成者権、回路配置 利用権等)		その他 (ノウハウ等)		有体物 (マテリアル)	
		収入額		収入額		収入額		収入額		収入額		収入額		収入額	
国内分	実施許諾	イニシャルロイヤリティ	3,698千円	378千円	1,492千円	123,300千円	1,079千円	477,689千円	206,466千円						
		ランニングロイヤリティ	3,627千円	3,332千円	64,283千円	100,390千円	2,623千円	29,291千円	48,576千円						
		オプション契約	0千円	0千円	0千円	1,080千円	0千円	11,817千円	0千円						
		マイルストーン収入	0千円	0千円	16千円	8,100千円	0千円	0千円	6,698千円						
		不実施補償金	0千円	2,826千円	0千円	32千円	1千円	0千円	0千円						
		株式売買による収入(断続的 約権の権利行使により取得し た株式の売却を含む)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円						
		その他	0千円	0千円	0千円	810千円	11千円	14,747千円	17,639千円						
		実施許諾計	7,325千円	6,536千円	65,791千円	233,712千円	3,714千円	533,544千円	279,379千円						
		(譲渡)	0千円	1,094千円	658千円	5,434千円	1,731千円	1,862千円	184,376千円						
		計(=A)	7,325千円	7,630千円	66,449千円	239,146千円	5,445千円	535,406千円	463,755千円						
外国分	実施許諾	イニシャルロイヤリティ	1,000千円	0千円	130千円	5,986千円	0千円	871千円	58,852千円						
		ランニングロイヤリティ	0千円	0千円	0千円	5,138千円	0千円	6,010千円	89,002千円						
		オプション契約	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	300千円						
		マイルストーン収入	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	267千円						
		不実施補償金	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円						
		株式売買による収入(断続的 約権の権利行使により取得し た株式の売却を含む)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円						
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	32千円	0千円	1,690千円						
		実施許諾計	1,000千円	0千円	130千円	11,124千円	32千円	6,881千円	150,111千円						
		(譲渡)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	37,595千円						
		計(=B)	1,000千円	0千円	130千円	11,124千円	32千円	6,881千円	187,706千円						

※計には、契約別の合計が自動で入力されます。契約別収入額の計(A)、計(B)と実施許諾収入額の内訳の計(=A)、計(=B)が一致しない場合は、セルが赤く表示されます。

【様式7】産学連携に係るルールの整備状況、大学等発ベンチャーの設立状況について

(注)当様式と「様式1」「様式7-2」は、産学連携に関する実績の有無に関わらず、必ず御提出ください。

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】産学連携に係るルールの整備状況、大学等発ベンチャーの設立状況、株式等の取得見込みについて、御回答ください。

【用語等説明】

ポリシー、規程	「ポリシー」とは大学の基本的理念・考え方を指し、「規程」とは大学等における具体的な取扱い・規則等を指します。
安全保障貿易管理(外為法)関係規程	国際的な平和及び安全を維持するための手段のひとつとして外為法の遵守ができるように、組織の責任体制の明確化などを盛り込んだ内部規程を意味します。
利益相反ポリシー(臨床研究)	被験者の保護と大学や研究者の社会的な信頼性を守るため、機関が定める範囲の全ての臨床研究の実施にあたり、利益相反状態の把握、審査、勧告等を行うこと、及び実施手順や体制等を定めたポリシーを意味します。一般的な利益相反ポリシーは除きます。
研究成果有体物	「下記(i)～(iii)に該当する学術的・財産的価値その他価値のある有体物(論文、講演その他著作物に関するものを除く)」を指します。 (i)研究開発の際に創作または取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの (ii)研究開発の際に創作または取得されたものであって、(i)を得るのに利用されるもの (iii)(i)または(ii)を創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの 例えば、材料、試料(微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種)、試作品、モデル品
職務発明規程	「大学に勤務する者が行った発明等の取扱いについて定めた規程」を指し、例えば、職員等の職務発明等を奨励するとともに、その発明者としての権利を保障し、職務発明等によって得た特許権等の管理及び実施の合理的運営を図ることを目的として定められたものを指します。
発明補償関係規程	「特許を受ける権利を大学に承継させた発明を行った教職員等に対し、大学が支払う対価(補償金)」について定めた規程」を指し、出願補償や実施補償も含まれます。
学生との研究開発契約に係る規程	「学生が共同研究等に参加する際に発生する守秘義務の取扱い」や「学生の雇用契約の締結等に関する規程」を指します。
営業秘密	「秘密として管理されている生産方法、販売方法や大学が独自に行う教育研究や研究成果の普及といった一連の活動等に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの」を指します。
大学等発ベンチャー	「大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業」を指します。国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の5つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。 (1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業 (2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業 (3)【人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかった場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限り含みます。 (4)【出資】 大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合 (5)【その他関係】 上記(1)～(4)のほか、大学等が組織的に関係している場合など

1. 産学連携に係る規程等の整備状況について、該当する記号を付してください。(必須)

◎: 学内ですでに定めている(他の規程に内包されている)

△: 現在検討中

×: 策定していない

◇: 貴機関の性格上当該規程が不要と判断(×の内数になります)

「教職員のみを対象」とした規程と「教職員、学生両方を対象」とした規程は二者択一としてお考えください。例えば、「教職員、学生両方を対象」とした規程が◎の場合は、「教職員のみを対象」とした規程は、×として御回答ください。

- | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------------------------|
| (307) | 産学連携ポリシー | (174) | 安全保障貿易管理(外為法)関係規程 |
| (313) | 知的財産ポリシー | (178) | 利益相反ポリシー(臨床研究) |
| (462) | 利益相反ポリシー(一般) | (598) | 受託研究取扱規程 |
| (546) | 共同研究取扱規程 | (216) | 研究成果有体物取扱規程 |
| (258) | 職務発明規程(教職員のみを対象) | (185) | 職務発明規程(教職員、学生両方を対象) |
| (219) | 発明補償関係規程(教職員のみを対象) | (181) | 発明補償関係規程(教職員、学生両方を対象) |
| (402) | 守秘義務に係る規程(教職員のみを対象) | (217) | 守秘義務に関する規程(教職員、学生両方を対象) |
| (76) | 学生との研究開発契約に係る規程 | (134) | 営業秘密管理に関する規程 |
| (54) | 国際的な産学官連携ポリシー | (65) | 株式の取扱等規程、ポリシー |

※その他学内で平成30年度中に新たに定めたものがあれば具体的に記載してください。

(複数ある場合 **全て** 記載してください)

2. 国内民間企業との共同研究に関し受け入れる間接経費の割合について

(1) 国内民間企業との共同研究に関し受け入れる間接経費の直接経費に対する割合について、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

※規程上の割合に幅がある場合には、**貴機関において標準的な取扱い**と考えている割合を選択してください。

※全体金額に対する割合を定めている場合には、**直接経費に対する割合に換算**した結果に基づき選択してください。

- (65) ①10%未満
(289) ②10%以上15%未満
(48) ③15%以上20%未満
(27) ④20%以上25%未満
(17) ⑤25%以上30%未満
(33) ⑥30%以上

機関の規程における、直接経費に対する間接経費の割合により選択してください。全体額の一定割合を間接経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直し、計算してください。

(例) 全体額に対する10%を間接経費とする場合

$10 \div (100 - 10) = 0.1111\cdots \approx 11(\%) \rightarrow$ 「10%以上15%未満」を選択

- (433) ⑦30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績がないため、間接経費の割合を定めていない
(100) ⑧30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績はあるが、間接経費の割合を定めていない

(2) 共同研究の間接経費の割合について、平成27年12月28日付けで公表した報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17に示されているような、人件費・光熱水料の積算等による算定方式を実施していますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (23) ①実施している → (4)へ進んでください。
(73) ②実施に向けて準備をしている → 3.へ進んでください。
(916) ③実施していない → (3)へ進んでください。

(3) (2)で③を選択した場合、実施していない最も大きい理由について、該当するもの一つに○を付してください。 → 回答後、3.へ進んでください。

- (0) ①役員層(学長、理事等)の理解が得られない
(3) ②研究者の理解が得られない
(97) ③積算を行うためのデータが不足している
(105) ④学内ルールにあった積算方法がない
(100) ⑤積算のためのシステム導入費用、人材が不足している
(7) ⑥契約の相手方との合意が得られない
(79) ⑦案件ごとの契約手続きが煩雑
(376) ⑧実施する必要がない
(143) ⑨その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

(4) (2)で①を選択した場合、具体的にどのような方式により積算することとしましたか。(複数選択)

※選択肢の詳細は、報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17を参照してください。

- (8) ①積算方式
(6) ②アワーレート方式
(3) ③共通単価設定方式
(10) ④その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

(5) 積算による具体的な案件はありましたか。(1つ選択)

- (9) ①ある →(6)へ進んでください。
(90) ②ない → 3.へ進んでください。

(6) (5)で①あるを選択した場合、具体的な案件について、間接経費の割合ごとの件数を記載してください。

- (8) 件 ①10%未満
(41) 件 ②10%以上15%未満
(221) 件 ③15%以上20%未満
(3) 件 ④20%以上25%未満
(1) 件 ⑤25%以上30%未満
(21) 件 ⑥30%以上40%未満
(2) 件 ⑦40%以上50%未満
(6) 件 ⑧50%以上60%未満
(0) 件 ⑨60%以上70%未満
(0) 件 ⑩70%以上80%未満
(3) 件 ⑪80%以上90%未満
(0) 件 ⑫90%以上100%未満
(1) 件 ⑬100%以上

3. 国内民間企業からの受託研究に関し受け入れる間接経費の割合について

(1) 国内民間企業からの受託研究に関し受け入れる間接経費の直接経費に対する割合について、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

※規程上の割合に幅がある場合には、**貴機関において標準的な取扱い**と考えている割合を選択してください。
※全体金額に対する割合を定めている場合には、**直接経費に対する割合に換算**した結果に基づき選択してください。

- (68) ①10%未満
(268) ②10%以上15%未満
(50) ③15%以上20%未満
(27) ④20%以上25%未満
(22) ⑤25%以上30%未満
(128) ⑥30%以上
(367) ⑦30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる受託研究の実績がないため、間接経費の割合を定めていない
(82) ⑧30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる受託研究の実績はあるが、間接経費の割合を定めていない

機関の規程における、直接経費に対する間接経費の割合により選択してください。全体額の一定割合を間接経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直し、計算してください。
(例) 全体額に対する10%を間接経費とする場合
 $10 \div (100-10) = 0.1111 \dots \approx 11(\%) \rightarrow$ 「10%以上15%未満」を選択

(2) 受託研究の間接経費の割合について、平成27年12月28日付けで公表した報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17に示されているような、人件費・光熱水料の積算等による算定方式を実施していますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (14) ①実施している →(4)へ進んでください。
(64) ②実施に向けて準備をしている → 4.へ進んでください。
(934) ③実施していない →(3)へ進んでください。

(3) (2)で③を選択した場合、実施していない最も大きい理由について、該当するもの一つに○を付してください。→回答後、4.へ進んでください。

- (0) ①役員層(学長、理事等)の理解が得られない
(3) ②研究者の理解が得られない
(100) ③積算を行うためのデータが不足している
(112) ④学内ルールにあった積算方法がない
(101) ⑤積算のためのシステム導入費用、人材が不足している
(7) ⑥契約の相手方との合意が得られない
(85) ⑦案件ごとの契約手続きが煩雑
(378) ⑧実施する必要がない
(144) ⑨その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

(4) (2)で①を選択した場合、具体的にどのような方式により積算することとしましたか。(複数選択)

※選択肢の詳細は、報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17を参照してください。

- (6) ①積算方式
(1) ②アワーレート方式
(1) ③共通単価設定方式
(6) ④その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

(5) 積算による具体的な案件はありましたか。(1つ選択)

- (1) ①ある →(6)へ進んでください。
(92) ②ない → 4.へ進んでください。

(6) (5)で①あるを選択した場合、具体的な案件について、間接経費の割合ごとの件数を記載してください。

- (0) 件 ①10%未満
(7) 件 ②10%以上15%未満
(0) 件 ③15%以上20%未満
(0) 件 ④20%以上25%未満
(0) 件 ⑤25%以上30%未満
(0) 件 ⑥30%以上40%未満
(0) 件 ⑦40%以上50%未満
(0) 件 ⑧50%以上60%未満
(0) 件 ⑨60%以上70%未満
(0) 件 ⑩70%以上80%未満
(0) 件 ⑪80%以上90%未満
(0) 件 ⑫90%以上100%未満
(0) 件 ⑬100%以上

4. 大学等発ベンチャーについて

(1) 大学等発ベンチャーの設立に向けて、ポリシー、推進方針等を定めていますか、いずれかに○を付してください。(必須)

- (72) ある
→具体的に記載してください

--

- (940) ない

(2) 貴機関において平成31年3月31日時点で把握している貴大学等発ベンチャーはありますか。いずれかに○を付してください。「ある」場合は、把握している企業数を設立年度別に記載してください。また、昨年度調査で回答した企業数を記載してください。(必須)

- (127) ある
(935) ない

設立年度	把握している企業数	昨年度調査で回答した企業数	昨年度調査時点からの差異
平成30年度中の設立	186社		
平成29年度中の設立	208社	161社	47社
平成28年度中の設立	176社		
平成27年度中の設立	155社		
平成26年度中の設立	134社		

(3) (2)で回答いただいた平成30年度の設立を把握したベンチャーの会社名、分野番号、所在地(都道府県)、定義番号をそれぞれ記載してください
分野番号、定義番号は下表(232行目以降)から選び、半角数字で入れて下さい。正しく入れると、対応する分野名、定義内容がすぐ右のセルに表示されます。

・複数大学で設置している大学等発ベンチャーの場合、企業名の最初に●を付してください。

	会社名	分野番号	分野名	所在地(都道府県)	定義番号	定義内容
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						

(4) 平成30年度に貴大学が知的財産の実施許諾及び譲渡収入を受領した貴大学等発ベンチャーはありますか。いずれかに○を付してください。
「ある」場合は、企業数及び企業ごとの収入額を記載してください。(必須)

- (56) ある →企業数 236 社
(1,006) ない

(単位:千円)

会社名	収入額

分野番号一覧

分野番号	分野名
1	ライフサイエンス
2	情報通信
3	環境
4	物質・材料
5	ナノテクノロジー
6	エネルギー
7	宇宙開発
8	海洋開発
9	その他

定義番号一覧

定義番号	定義内容
1	【特許による技術移転】大学等の教職員・研究職員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業
2	【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】上記1以外の大学等で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業
3	【人材移転】大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかった場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限り含みます。
4	【出資】大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合
5	【その他関係】上記1～4のほか、大学等が組織的に関係している場合など

【用語等説明】

ライフサイエンス	生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含みます。
情報通信	集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア(OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。)に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。(IoT、人工知能(AI)を含みます。)
環境	自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度(ゴミの回収等)など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。
物質・材料	情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー	ナノ(10 億分の1)メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。
エネルギー	化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究(特殊な材料など周辺技術も含みます。)と、エネルギー消費の効率化(いわゆる省エネ)に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。
宇宙開発	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。
海洋開発	魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。

【様式7-2】ガイドラインのフォローアップについて

※「様式7-2」は、平成28年11月30日付けで作成された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に記載されている内容をフォローアップするために実施するものです。
 (注)当様式と「様式1」「様式7」は、産学連携に関する実績の有無に関わらず、必ず御提出ください。

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】本調査においては各定義を以下のとおり定め、その実態を調査するものです。下記に明記のない用語は様式1～12を参照するとともに、考え方についても統一して取り扱ってください。なお、他の様式での回答と重ならないように記入をお願いします。

【注意点】

・金額は、千円単位です。原則として四捨五入を行います。この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するように調整してください。

【用語等説明】

戦略的産学連携経費	今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費を指します。例えば、大学の産学連携機能強化のための企画・提案関連経費や知財マネジメント関連経費、インフラ整備経費、広報機能関連経費等が考えられます。
機関の運営経費	国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を指します。
新株予約権(ストックオプション)制度	会社が取締役や従業員等に対して、予め定められた価額(権利行使価額)で会社の株式を取得することのできる権利を付与し、取締役や従業員等は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度を指します。
知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。
出願件数	平成30年度中に出願した件数を指します。
実施許諾	「実施許諾」とは、以下の(ア)、(イ)のいずれかの場合に該当することを指します。 (ア)大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を企業等を実施させることを許諾する契約を締結している場合。 (イ)特許権等の知的財産権を共有している相手方の企業等から、大学等に対して実施料を支払うことが定められている場合。 ただし、「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合(※)に限る。 (※)「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)」が具体的に定められている場合」の例。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの金額及びランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期が定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、ランニングロイヤリティに関する実施料率・支払い時期はまだ定められていないが、イニシャルロイヤリティの支払い金額は定められている。 ・当該実施料の支払いに関し、イニシャルロイヤリティの支払は予定されていないが、ランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期は定められている。
イニシャルロイヤリティ	実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金を指します。
ランニングロイヤリティ	実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指します。
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」段階のものも含む)を他者に有償又は無償で移転することを指します。 また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。
収入額	平成30年度中に実施許諾または譲渡により得た収入額を指します。
オプション契約	技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用させるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を指します。
マイルストーン契約	あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入を得る契約を指します。
コンフリクト	研究テーマや研究目的が複数の研究契約で重複していることを指します。
契約マネジメント	契約締結後、契約の主体者である大学等及び研究者が契約違反を生じないための管理措置や、技術移転契約等においては、相手方企業の契約遵守状況を確認するための体制を指します。
大学等発ベンチャー	「大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業」を指します。国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の5つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。 (1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業 (2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業 (3)【人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかった場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限り含みます。 (4)【出資】 大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合 (5)【その他関係】 上記(1)～(4)のほか、大学等が組織的に関係している場合など
ライフサイエンス	生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含みます。

情報通信	集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア（OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。）に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。（IoT、人工知能（AI）を含みます。）
環境	自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。
物質・材料	情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー	ナノ（10 億分の1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。
エネルギー	化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含みます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。
宇宙開発	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。
海洋開発	魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。

1. 大学等の本部機能の機能強化(ガイドラインP7)

○組織的な連携体制の構築(ガイドラインP7)

(1) 産学官連携本部等を整備していますか。いずれかに○を付してください(必須)。

※大学等における産学官連携活動を一体的かつ専門的にマネジメントする独立した組織を想定しています。

(例: 産学官連携本部、知的財産本部 等)

(298) ある →(2)に進んでください。

(714) ない →(7)に進んでください。

(2) 部局横断的な連携体制の構築の一環として、産学官連携本部等に産学官連携活動を行うにあたり知見を活かしている専門的な資格を有する者(有資格者)を配置していますか。該当するものに○を付してください(複数回答)。

※様式1における「産学官連携の実務担当者」の内訳の一部です。

(10) ①弁護士

(61) ②弁理士

(1) ③税理士

(2) ④公認会計士

(52) ⑤その他: 具体的に記載してください。ただし、上記①から④を除く有資格者に限ります。
(例: 技術士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、知的財産管理技能士、中小企業診断士等)

(216) ⑥配置していない →(4)に進んでください。

(3) 上記(2)の各該当人数を記載してください。一人で複数の業務を担当する場合、各業務につき一人配置しているとの考え方に基づき左欄にその人数(延べ人数)を、他方、合計欄の右欄には実際の人数(実人数)を記載してください。例えば、一人が弁護士と弁理士の資格を有する場合、左欄の①及び②に「1」と記載し、合計欄の右欄に「1」と記載してください。

(単位: 人)

	左欄 (延べ人数)	右欄 (実人数)
①弁護士	15人	
②弁理士	92人	
③税理士	1人	
④公認会計士	3人	
⑤その他	133人	
合計	244人	135人

(4) 有資格者と顧問契約等を締結し、産学官連携本部等の業務につき相談できる体制となっていますか。該当するものに○を付してください(複数選択)。

(119) ①弁護士と顧問契約等を締結している。

(60) ②弁理士と顧問契約等を締結している。

(29) ③税理士と顧問契約等を締結している。

(31) ④公認会計士と顧問契約等を締結している。

(23) ⑤その他の有資格者と顧問契約等を締結している: 具体的に記載してください。
(例: 技術士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、知的財産管理技能士、中小企業診断士等)

(161) ⑥有資格者と顧問契約等を締結していない。 →(6)に進んでください。

(5) 上記(4)の各該当人数を記載してください。

(単位: 人)

	人数
①弁護士	178人
②弁理士	106人
③税理士	30人
④公認会計士	50人
⑤その他	32人
合計	396人

(6) 研究費受入額1,000万円以上の共同研究について、産学官連携本部等の組織が関与した件数、及び産学官連携本部等の組織が教員・研究者と国内民間企業や外国企業とのマッチングを行い、かつ契約締結に至った件数を記載してください。

共同研究	相手方		関与した件数	
				マッチングを行い契約締結に至った件数
	国内民間企業		426件	145件
	内 訳	大企業	324件	106件
		うち同一県内企業	86件	32件
		中小企業	102件	39件
		うち同一県内企業	44件	17件
	外国企業		12件	0件
	計		438件	145件

「組織が関与した件数」とは、契約締結に至るまでの各過程を教員・研究者個人に任せきりにするのではなく、産学官連携本部等が組織として、共同研究のテーマ、契約相手、契約期間、研究経費、知的財産の帰属・在り方、成果目標、目標達成時期等の検討に関与した件数のことを指します。また、「マッチングを行い、かつ契約締結に至った件数」とは、教員・研究者個人からの提案ではなく、産学官連携本部等が組織として、一から教員・研究者と国内民間企業や外国企業とのマッチングを行い、かつ契約締結に至った件数のことを指します。なお、当該件数は産学官連携本部等が組織として、一から共同研究契約の実施に向けて関与したものが対象となります。途中から組織が関与したものは対象外となります。

〇ビジョンの共有(ガイドラインP11)

(7) 大学等と国内民間企業や外国企業との間で、組織対組織による共同研究を行うための包括連携契約を締結している場合、その相手方の数を記載してください。また、そのうち研究費受入額1,000万円以上の共同研究の実績がある場合、その相手方の数を記載してください。

件数	相手方		包括連携契約を締結している相手方数	
				うち研究費受入額1,000万円以上の共同研究の実績がある相手方数
	国内民間企業		476件	91件
	内 訳	大企業	375件	87件
		うち同一県内企業	165件	35件
		中小企業	101件	4件
		うち同一県内企業	83件	2件
	外国企業		5件	1件
	計		481件	92件

(8) 上記(6)及び(7)において、共同研究費受入額1,000万円以上の実績がある場合は、契約ごとに相手方の名称及び受入額について記載してください。

(単位:千円)

	相手方名称	受入額
①		
②		
③		
④		
⑤		

(単位:千円)

	相手方名称	受入額
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

2. 資金の好循環(ガイドラインP15)

○戦略的産学連携経費の設定の有無(ガイドラインP18)

(1) 戦略的産学連携経費に係る規程等を設けていますか(必須)。

- (14) ある →(2)に進んでください。
(998) ない →(6)に進んでください。

(2) 上記(1)においてあるとした場合、戦略的産学連携経費は、規程等においてどの項目(費目)としていますか。該当するもの一つに○を付してください。

- (0) 直接経費
(10) 間接経費
(4) 戦略的産学連携経費(直接経費及び間接経費とは別)
(0) その他:具体的に記載してください。

(3) 上記(1)においてあるとした場合、国内民間企業との共同研究に関し受け入れる戦略的産学連携経費の直接経費に対する割合について、該当するもの一つに○を付してください。

※規程上の割合に幅がある場合には、**貴機関において標準的な取扱い**と考えている割合を選択してください。
※全体金額に対する割合を定めている場合には、**直接経費に対する割合に換算**した結果に基づき選択してください。
※間接経費の一部としている場合でも、戦略的産学連携経費の割合を選択してください。

- (2) ①5%未満
(3) ②5%以上10%未満
(7) ③10%以上15%未満
(1) ④15%以上20%未満
(2) ⑤20%以上25%未満
(0) ⑥25%以上30%未満
(0) ⑦30%以上
(0) ⑧30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績がないため、割合を定めていない
(0) ⑨30年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績はあるが、割合を定めていない

機関の規程における、直接経費に対する戦略的産学連携経費の割合により選択してください。全体額の一定割合を戦略的産学連携経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直し、計算してください。
(例) 全体額に対する10%を戦略的産学連携経費とする場合
 $10 \div (100-10) = 0.1111 \dots \approx 11(\%) \rightarrow$ 「10%以上15%未満」を選択

(4) 上記(1)においてあるとした場合、経費の算出方法はどのようにしていますか。該当するものに○を付してください(複数選択)。

※選択肢の詳細は、平成27年12月28日付けで公表した報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17を参照してください。

- (1) 積算方式
(1) アワーレート方式
(0) 共通単価設定方式
(11) その他:具体的に記載してください。

(5) 戦略的産学連携経費を設けた共同研究の件数と当該経費の合計額を記載してください。

(単位:千円)

戦略的産学連携経費		共同研究の件数	合計額
	国内民間企業	2,130件	1,254,598千円
	国内民間企業以外の団体	186件	60,979千円

・「取組事由」欄で、「その他」に○を付した場合は、具体的な事由についても記入してください。

※金額については、項目ひとつごとに千円単位未満を四捨五入した上での値を整数で記載してください。

・「取得事由」欄には、該当するものに○を付してください。

・「取組事由」欄で、「その他」に○を付した場合は、具体的な事由についても記入してください。

※新株予約権を保有していない企業については記載の必要はありません。

[illegible]

※金額については、項目ひとつごとに千円単位未満を四捨五入した上での値を整数で記載してください。

取得事由が寄附の場合、「取得価格」はどのように記載すればいいですか？	取得事由が寄附の場合、「取得価格」は0円で計上してください。
「株式の保有状況」の「企業区分」にある「その他」には、何が該当しますか？	「その他」には、資産運用、贈与が該当します。

3. 知の好循環(ガイドラインP22)

○知的財産の活用に向けたマネジメント強化(ガイドラインP22)

(1) 知的財産マネジメントの戦略の方針(ガイドラインP23)

・各大学等の体制や状況に合わせた知的財産マネジメントに関する戦略を設けていますか(必須)。

(130) ある →下記に進んでください。

(882) ない →(2)に進んでください。

・上記においてあるとした場合、戦略にどのような内容を含めていますか。該当するものに○を付してください(複数選択)。

- (46) 経営としての知的財産の位置付け
(11) 領域に応じた知的財産マネジメント予算の策定
(102) 活用を意識した知的財産マネジメント体制の構築
(27) 知的財産の取得を重点的に行う技術分野の設定
(24) その他:具体的に記載してください。

(2) 知的財産予算(ガイドラインP24)

・保有している特許権等について、継続的に保有することの可否を検討していますか。

(240) ある →下記に進んでください。

(392) ない →(3)に進んでください。

・上記においてあるとした場合、どのような項目を設けて検討していますか。該当するものに○を付してください(複数選択)。

- (164) 技術的価値
(254) 事業化の可能性
(239) 維持費
(140) 外部資金の獲得
(153) 発明者の意向
(33) その他:具体的に記載してください。

(3) 知的財産体制(ガイドラインP25)

・事業化実現を目指して、発明時点から、出願・権利化、技術移転までの一連の業務が適切に連動した一貫通貫の知的財産マネジメントがなされているかを図るものです。下記事項について、項目ごとの件数を記載してください。

(単位:件数)

出願前に発明の市場的価値について企業の意見を聞いた件数	1,664件
オプション契約、マイルストーン契約により、特許登録前から収入を得た件数	217件

※ 発明に対しての件数を記入してください。
(ひとつの発明について5社の企業に対して意見を聞いた場合、5件ではなく、1件と記入してください)

(4) 共同研究の成果取扱い(ガイドラインP25)

・共同研究においては、創出した研究成果に関する権利の帰属・特許権等に関する実施許諾の態様等の要素が協議事項になるところ、下記事項について、項目ごとに必要事項を記載してください。

		件数 (合計)	費用負担別件数		
			大学	企業	分担
大学等 単独出願	独占実施	237件	199件	37件	1件
	非独占実施	578件	571件	7件	0件
企業単独出願		420件	6件	414件	0件
共同出願	独占実施	1,230件	1件	1,187件	42件
	非独占実施	1,520件	0件	1,104件	416件

※ 国内民間企業との共同研究に限定してください。

※ 費用負担別件数は、共同研究契約書等において、単独出願かつ独占実施または単独出願かつ非独占実施、並びに共同出願かつ独占実施または共同出願かつ非独占実施と明確に取り決めているものについて記載してください。例えば、契約時に別途協議で定めるとしていても、平成30年度に別途出願契約等を締結している場合は、含めてください。

		特許権実施等件数
大学等 単独出願	独占実施	67件
	非独占実施	91件
企業単独出願		78件
共同出願	独占実施	260件
	非独占実施	215件

※ 国内民間企業との共同研究に限定してください。

※ 特許権実施等件数は、平成30年度中に締結した特許権実施許諾等契約をもとに計上してください。例えば、共同研究契約の締結は平成29年度以前に行われていた場合や平成31年度(令和元年度)以降に特許権実施等収入がある場合でも、平成30年度中に特許権実施許諾等契約を締結している場合には計上してください。

(単位:千円)

		特許権実施等収入額
大学等 単独出願	独占実施	194,151千円
	非独占実施	123,354千円
企業単独出願		38,003千円
共同出願	独占実施	222,198千円
	非独占実施	299,732千円

※ 国内民間企業との共同研究に限定してください。

※ 特許権実施等収入額については、平成30年度中の受入額を計上してください。例えば、共同研究契約の締結や特許権実施等契約の締結は平成29年度以前に行われている場合でも、平成30年度中に特許権実施等収入があった場合には計上してください。

○契約マネジメント(ガイドラインP41)

(5)各大学等の体制や状況に合わせて、契約を遵守するために必要な契約マネジメントを行っていますか(必須)。

- (166) ある →(6)に進んでください。
(846) ない →(7)に進んでください。

(6)契約マネジメントの仕組みを構築していますか。該当するものに○を付してください(複数選択)。

- (56) コンプライアンス人材等の法務人材の配置
(122) 組織的なチェック体制の構築(コンフリクトチェックを含む)
(59) 研修会・セミナー
(20) その他:具体的に記載してください。

○知的資産マネジメントの高度化(ガイドラインP51)

(7)大学等発ベンチャーの創出・育成等

・大学等発ベンチャーにかかる相談窓口を設置していますか(必須)。

- (142) ある →下記に進んでください。
(870) ない →2つ下のインキュベーション施設に関する調査項目に進んでください。

・上記であるとした場合、相談のあった件数を記載してください。不明の場合、相談件数が不明の場合の欄に○を記載してください。

相談件数	442件
相談件数が不明の場合	75件

・大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設(例えば、大学等発ベンチャーに対して大学等施設を賃貸する等の支援施設)はありますか(必須)。

(85) ある →下記に進んでください。
(927) ない →2つ下のファンドに関する調査項目に進んでください。

・上記においてあるとした場合、当該施設の部屋数、大学等発ベンチャーに利用させた部屋数、契約企業件数(大学等発ベンチャーに限る)を記載してください。

部屋数	1,690部屋
利用部屋数	515部屋
利用部屋率	30% ※自動入力されます((利用部屋数/部屋数)%)
契約企業数	332件

※部屋数の計上方法について、例えばシェアードオフィスといった、1部屋に机・椅子・電話だけが設置されている10のブースがあり、ブース毎にそれぞれ個別契約を締結している場合は、10と計上してください。(部屋数をブース数と読み替えて計上してください。)

※利用部屋数の計上方法について、年度内に利用者が退去し、同年度内に別の利用者が利用した場合は、利用部屋数を2と計上してください。

※契約企業数の計上方法について、企業と直接契約を締結せずに、教員からの利用申請書提出に基づき利用の承認を行っている場合等は、「契約企業数」を「申請許可数」と読み替えて計上してください。

・大学等発ベンチャーを支援するためのファンドはありますか(必須)。

(26) ある →下記に進んでください。
(986) ない →2つ下のベンチャー企業数に関する調査項目に進んでください。

※「大学等発ベンチャーを支援するためのファンド」とは、貴大学等と特別の関係があり、既に起業されている大学等発ベンチャーに対して投資(支援)を行うもの(組織)が対象となります。('貴大学等と関係がある')とは、貴大学等が出資を行っている場合や、貴大学等と貴大学等発ベンチャーを支援するファンドとで事前に情報の共有を行う体制が構築されている場合等のことを指します。)なお、ギャップファンドとしての学内における事業化支援のための研究費のようなものは含まれません。

・上記であるとした場合、平成30年度にファンドから大学等発ベンチャーに対して投資(支援)された金額の総額、及び1件当たりの支援額はいくらですか。(単位:千円)

総額	9,059,233千円
1件当たりの支援額	1,140,605千円

・貴大学等発ベンチャーのうち、平成31年3月31日時点において現存するベンチャー企業数を記載してください。

2,473 社

4. その他

(1) 研究関係費の内訳を確認するものです。以下の項目に分け必要事項を記載してください。

科学研究費補助金	件数	74,804件
①科学研究費補助金	金額	196,278,543千円 (単位:千円)
②その他政府系資金	金額	262,135,373千円
③民間からの資金	金額	224,061,646千円
ア)共同研究費	金額	69,447,778千円
イ)受託研究費	金額	27,797,660千円
ウ)治験等	金額	19,479,183千円
エ)寄附金	金額	101,343,848千円
オ)その他	金額	5,993,177千円
合計額(①+②+③)		682,475,562千円

※ 科学研究費補助金とは、一般的に科研費と略称されている、文部科学省及び日本学術振興会の事業として行われている科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)のことを指し、金額は、研究費の総額(直接経費と間接経費の合計額)となります。

※ その他政府系資金とは、政府、独立行政法人、自治体等から提供される公的研究費のうち科学研究費補助金を除いたものを指します。

※ 民間からの資金とは、政府系以外から提供される研究費のうち、共同研究、受託研究、治験等、寄附金、等の名目で提供されるものを指します。

※ 科学研究費補助金の他機関所属分担者の取扱いについては、研究代表者分の件数及び受け入れ金額を計上してください(他機関への分担金の額は除かず、他機関からの分担金の額は含めないようお願いします)。

(2) 産学官連携向け施設・設備(大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設は除く)を保有していますか(必須)。

(108) 保有している →下記に進んでください。
(954) 保有していない

・上記で保有しているとした場合、保有している施設・設備の利用目的、利用対象等を具体的に記載してください。

・上記において保有しているとした場合、当該施設の部屋数、平成30年度内に利用実績のある部屋数、契約企業件数を記載してください。

部屋数	2,120部屋
利用部屋数	1,654部屋
利用部屋率	78% ※自動入力されます((利用部屋数/部屋数)%)
契約企業数	1,181件

※大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設と同一施設であり、部屋も分かれていない場合の計上方法については、以下のように計上してください。

例) 全5部屋中、現在3部屋を大学等発ベンチャーが使用し、残り2部屋は空室の場合。

⇒大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設を問う設問(3. ー(7))では、「部屋数を5、利用部屋数を3」としますが、大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設を除いた産学官連携向け施設・設備を問う設問(4. ー(2))では、「部屋数を2、利用部屋数を0」と計上してください。

※部屋数の計上方法について、例えばシェアードオフィスといった、1部屋に机・椅子・電話だけが設置されている10のブースがあり、ブース毎にそれぞれ個別契約を締結している場合は、10と計上してください。(部屋数をブース数と読み替えて計上してください。)

※利用部屋数の計上方法について、年度内に利用者が退去し、同年度内に別の利用者が利用した場合は、利用部屋数を2と計上してください。

※契約企業数の計上方法について、企業と直接契約を締結せずに、教員からの利用申請書提出に基づき利用の承認を行っている場合等は、「契約企業数」を「申請許可数」と読み替えて計上してください。

(3) 大学の産学官連携関連イベント情報を把握するためのものです。例年開催している産学官連携関連イベント開催月に○を付し(複数選択)、主たるイベント名を記載してください。(令和2年度開催予定のイベント名を記載してください。)

例) イノベーション・ジャパン2020-大学見本市

※自機関が主催するイベントだけでなく、他団体が主催するイベントに参画するイベントも記載してください。

※例年開催しているイベントであっても、開催時期が未定のもの、記載から除外してください。

(26) 4月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(37) 5月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(49) 6月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(56) 7月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(147) 8月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(70) 9月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(115) 10月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(117) 11月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(52) 12月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(47) 1月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(55) 2月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

(37) 3月 ○が付いた場合、主たるイベント名を記載してください。

【様式8】産学連携に係る大学の取組について

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度中の産学連携に係る大学の取組について、御回答ください。

【用語等説明】

特別試験研究費税額控除制度	個人又は企業等（青色申告法人）（以下「企業等」という）の各事業年度において、大学等と共同試験研究及び委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費がある場合には、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」（※）と合わせて、これらの試験研究に係る試験研究費の額のうち一定の金額が所得税額又は法人税額から控除される制度（租税特別措置法第10条第6項、第42条の4第6項）です。 ※：「試験研究費の総額に係る税額控除制度」とは、個人又は企業等（青色申告法人）の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、試験研究費の総額に対して一定の税額控除割合により計算された金額が所得税額又は法人税額から控除される制度です。（租税特別措置法第10条第1項、第42条の4第1項）
私立大学の税制優遇措置	私立大学（短期大学を含む）における受託研究について、一定の条件（※）のものについては法人税法施行令第5条第10号により「収益事業」の範囲から除外され、非課税とされています。「私立大学の税制優遇措置」とは、これにより非課税となる受託研究費の総額を指します。 ※：非課税とされる条件（以下の（1）又は（2）を満たすこと） （1）受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められているもの （2）受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められていること

1. 知的財産の侵害調査について（該当するもの **全て** に○を付してください）（**複数回答**）
保有している特許等について、他者からの侵害調査の実施状況について
（ 5 ） 平成30年度中に国内における侵害調査を行った
（ 0 ） 平成30年度中に外国における侵害調査を行った
（ 724 ） 平成30年度中に侵害調査を行っていない
2. 産学連携推進のための税制優遇措置の活用状況について（該当するものに○を付してください）
（1）特別試験研究費税額控除制度の活用状況
民間企業等からの依頼に基づく、共同研究または受託研究に係る特別試験研究費の「書類による額の確認」の実施
（ 146 ） ある →（別シート様式8－2、8－3に「特別試験研究費税額控除」の内容を記載してください）
（ 635 ） ない
- （2）私立大学の税制優遇措置（受託研究の非課税措置）の活用状況
（ 134 ） ある
（ 640 ） ない

3. 「在籍型出向」形態によるクロスアポイントメント制度について(該当するものに○を付してください)

○「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度とは

・「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度(以下、「クロスアポイントメント制度」とは、出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(＝教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組みを指す。
・出向者(＝教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(＝エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。したがって、官民人事交流法に基づく交流派遣(府省の職員を民間企業に派遣)・交流採用(民間企業の従業員を府省で任期を付して採用)、出向元の本来業務時間外での労働を前提にした兼業、子会社への出向・派遣は該当しない。

(1)クロスアポイントメント制度の導入状況(必須)

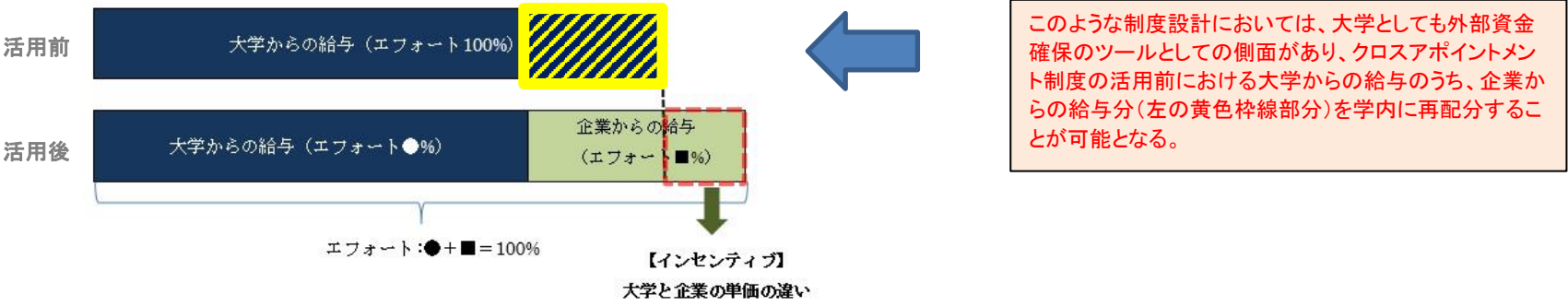
※制度の名称には拠らず、上記の定義に当てはまるもので回答ください。

- (124) クロスアポイントメント制度を導入している
- (616) クロスアポイントメント制度を導入してない

(2)同制度において、教員のインセンティブとして、給与の上乗せについて、整備されていますか。(いずれかに○を付してください。)

- (27) 整備している
- (559) 整備していない

※ 給与の上乗せの一例



(3)(2)において、制度を整備している場合、自機関(大学等)から他機関(民間企業)への送の実績において、給与の上乗せをしていますか。(いずれかに○を付してください。)

- (5) 上乗せしている
- (22) 上乗せしていない

(4)機関でクロスアポイントメント制度を利用している教職員数を記入してください。

(1)において、「クロスアポイントメント制度を導入している」と回答した場合のみ、記入してください。

657 人

(5)(4)で回答いただいたクロスアポイントメント制度の利用者について、以下を記入してください。

①他機関(民間企業)から自機関(大学等)への受入

出向元		出向先		契約期間 (単位:月)
企業名	職名	自機関名	職名	

②他機関(民間企業を除く)から自機関(大学等)への受入

出向元		出向先		契約期間 (単位:月)
研究機関名等	職名	自機関名	職名	

③自機関(大学等)から他機関(民間企業)への送出

送出元		出向先		契約期間 (単位:月)
自機関名	職名	企業名	職名	

④自機関(大学等)から他機関(民間企業を除く)への送出

送出元		出向先		契約期間 (単位:月)
自機関名	職名	研究機関名等	職名	

(6)(5)③において自機関(大学等)から他機関(民間企業)への送出の実績がある場合、以下の項目についても記入ください。

	記入例	1	2	3	4
契約開始日	H30.4.1				
契約終了日	H31.3.31				
契約更新の有無	有				
専門分野	機械工学				
相手先企業	●●●●(株)				
企業での業務内容	ロボティクスに関する 研究開発の業務				
身分(大学)	准教授				
身分(企業)	主席技師				
イフォート(大学)	80%				
イフォート(企業)	20%				
給与の支払い	大学				
給与の上乗せの割合	20%				
勤務場所等(大学)	川崎市				
勤務場所等(企業)	横浜市				
大学から民間企業へのクロスアポイントメントを実施するに至った経緯(方策)	●●准教授の本学での業務遂行において、民間企業とのクロスアポイントメントが有益であると判断し、同氏の前勤務先であった●●●●(株)と同氏に係るクロスアポイントメント契約を締結するに至った。				

4. 産学官連携による実用化について
産学官連携活動(共同研究、受託研究、知的財産の活用等)を基にした、現在貴機関で把握している平成30年度に実用化された件数(実用化件数)を記載してください。
実用化件数(421 件)

【実用化】商業的に利用された場合を言います。具体的には、新たに製品として一般消費者に販売されたり、製造工程の一部として企業に使用されたりしたものを言います。
【実用化件数】共同研究・受託研究の成果、ライセンスした知的財産権および譲渡した知的財産権が活用された実用化の件数を言います。したがって、例えば複数の共同研究の成果が1つの案件に含まれる場合でも、実用化件数は1件とカウントするようにしてください。

本様式は、様式8 2(1)で「ある」を選択し、民間企業等との共同試験研究に該当する場合のみ御記入ください。

【様式8-2】 機関番号 回答機関名 全機関
 特別試験研究費税額控除(民間企業等との共同試験研究に係る状況)

【留意事項】

- ・民間企業等名が同一であったとしても、一つの契約または協定毎にそれぞれ記載してください。
- ・行が足りなくなった場合は、行を追加して新たに通番を付してください。
- ・書類による額の確認後、民間企業等が青色申告等を税務署に提出したか否かについては問いません。
- ・額の計算方法等を含め、本制度に関しては経済産業省がガイドラインを作成していますので、そちらを参考にしてください。

<URL: http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax-guideline.html>

・民間企業等の業種については、本様式下部の「業種一覧」の表から選択の上、番号を入力してください。なお、民間企業等が税務署に提出する「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に業種を記載することになっていますが、本様式における「業種一覧」表では明細書より簡略化した分類にしています。

通番	民間企業等名	共同試験研究に係る特別試験研究費の額の確認(大学等において書類により確認をした試験研究費の額)(平成30年度中)(単位:千円)			下記業種一覧より該当する業種の番号を入力してください。業種が不明な場合には「99」を入力し「不明」としてください。	
		民間企業等が負担した額の合計※1	民間企業等が自ら支出した額の合計※2	合 計	番号	民間企業等の業種
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
合 計		4,694,164千円	2,971,354千円	7,665,518千円		

※1大学等が支出する当該共同試験研究に要した費用であって当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

※2当該法人が当該共同試験研究に要した費用(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン 平成29年7月経済産業省」より

Ⅱ-2-(3)-2)

以下につき、書類により大学等の確認を受けて下さい。

- a) 大学等が支出する当該共同試験研究に要した費用であって申告法人が負担したもの(当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。)に係るものであること
- b) 申告法人が当該共同試験研究に要した費用(自社内試験研究費)(当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。)に係るものであること

業種一覧		
1 農林水産業	13 ゴム製品製造業	25 光学機械器具等製造業
2 鉱業	14 皮革、同製品製造業	26 時計、同部品製造業
3 建設業	15 窯業又は土石製品製造業	27 その他の製造業
4 食料品製造業	16 鉄鋼業	28 卸売業
5 繊維工業	17 非鉄金属製造業	29 小売業
6 木材、木製品製造業	18 金属製品製造業	30 料理飲食旅館業
7 家具、装備品製造業	19 機械製造業	31 金融保険業
8 パルプ、紙、紙製品製造業	20 産業用電気機械器具製造業	32 不動産業
9 新聞業、出版業又は印刷業	21 民生用電気機械器具電球製造業	33 運輸通信公益事業
10 化学工業	22 通信機械器具製造業	34 サービス業
11 石油製品製造業	23 輸送用機械器具製造業	35 その他
12 石炭製品製造業	24 理化学機械器具等製造業	99 不明

本様式は、様式8 2(1)で「ある」を選択し、民間企業等からの受託試験研究に該当する場合のみ御記入ください。

【様式8-3】 機関番号 回答機関名 全機関
特別試験研究費税額控除(民間企業等からの受託試験研究に係る状況)

【留意事項】

- ・民間企業等名が同一であったとしても、一つの契約または協定毎にそれぞれ記載してください。
- ・行が足りなくなった場合は、行を追加して新たに通番を付してください。
- ・書類による額の確認後、民間企業等が青色申告等を税務署に提出したか否かについては問いません。
- ・額の計算方法等含め、本制度に関しては経済産業省がガイドラインを作成していますので、そちらを参考にしてください。
<URL: http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax-guideline.html>
- ・民間企業等の業種については、本様式下部の「業種一覧」の表から選択の上、番号を入力してください。なお、民間企業等が税務署に提出する「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に業種を記載することになっていますが、本様式における「業種一覧」表では明細書より簡略化した分類にしております。

通番	民間企業等名	受託試験研究に係る特別試験研究費の額の確認(大学等において書類により確認をした試験研究費の額)(平成30年度中)(単位:千円)			下記業種一覧より該当する業種の番号を入力してください。業種が不明な場合には「99」を入力し「不明」としてください。	
		民間企業等が負担した額の合計※1		合 計	番号	民間企業等の業種
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
合 計		243,899千円		243,899千円		

※1大学等が支出する当該委託試験研究に要した費用であって当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン 平成29年7月経済産業省」より
II 6-(3)-2)

申告法人が当該委託試験研究に要した費用の額(大学等が支出する当該委託試験研究に要した費用であって申告法人が負担したもの(当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。))に係るものをいう。)であることにつき、書類により委託先である大学等の確認を受けてください。

業種一覧		
1 農林水産業	13 ゴム製品製造業	25 光学機械器具等製造業
2 鉱業	14 皮革、同製品製造業	26 時計、同部品製造業
3 建設業	15 窯業又は土石製品製造業	27 その他の製造業
4 食料品製造業	16 鉄鋼業	28 卸売業
5 繊維工業	17 非鉄金属製造業	29 小売業
6 木材、木製品製造業	18 金属製品製造業	30 料理飲食旅館業
7 家具、装備品製造業	19 機械製造業	31 金融保険業
8 パルプ、紙、紙製品製造業	20 産業用電気機械器具製造業	32 不動産業
9 新聞業、出版業又は印刷業	21 民生用電気機械器具電球製造業	33 運輸通信公益事業
10 化学工業	22 通信機械器具製造業	34 サービス業
11 石油製品製造業	23 輸送用機械器具製造業	35 その他
12 石炭製品製造業	24 理化学機械器具等製造業	99 不明

【様式9】寄附受入実績

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】本様式は、平成30年度中に受け入れた機関全体の寄附金(現金)が対象です。

※「機関全体の寄附金(現金)」の考え方について、複数の機関を設置している法人への寄附金ではなく、自機関として受け入れた寄附金を計上してください。(自機関として受け入れた寄附金の額が不明な場合、計上しないでください。)

(注) 国立大学等(国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関)のみならず、全機関が、回答の対象です。

【用語等説明】

「寄附講座」、 「寄附研究部門」	大学等における奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運営し、大学等の教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的とするもので、特に、「寄附講座」においては、学部及び研究科等の大学院組織等、教育研究を行う組織に置かれる講座を指し、「寄附研究部門」においては、全学センター及び附置研究所等、研究を行う組織に置かれる研究部門を指します。 ※ここでは寄附目的が特定の研究分野について教育・研究を行う寄附講座・寄附研究部門の設置、または既存の寄附講座・寄附研究部門への追加寄附についてのみ計上してください。 一つの授業科目について、企業から講師が無償で派遣されている場合や、無償の非常勤講師を受け入れているといった場合は、ここで言う寄附講座とはなりませんので除外します。また、大学等で既存に設置されている研究室等への寄附についても寄附講座とはみなしませんが除外します。
---------------------	--

1. 寄附受入実績

※金額については、記載欄ごとに千円単位未満を四捨五入した上での値を整数で記載願います。

※寄附講座・寄附研究部門の受入実績には、**上記の定義以外のものは含めない**でください。

(1) 寄附金(現金)受入状況

	受入件数	受入額(千円)
平成30年度受入実績	261,937件	131,521,532千円

(2) 寄附講座・寄附研究部門の受入状況

※設置期間が平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に少しでも含まれるものについて、すべて記入してください。

※「(1) 寄附金(現金)受入状況」の内数になります。

寄附講座・寄附研究部門数	寄附講座・ 寄附研究部門 に関する受入実績 (千円)
1,312件	23,365,148千円

※複数年度にまたがる寄附講座・寄附研究部門の受入であっても、平成30年度の実績のみを計上してください。

(例1) 平成28年～30年度の3年間寄附講座・寄附研究部門を設置し、その間の寄附を平成28年度に一括して受け入れた場合・・・平成30年度実績は、寄附講座・寄附研究部門数1件・受入実績0円。

(例2) 平成28年～30年度の3年間寄附講座・寄附研究部門を設置し、平成30年度に寄附を1000万円受け入れた場合・・・平成30年度実績は、寄附講座・寄附研究部門数1件・受入実績1000万円。

関連調査(※)【様式10】リサーチ・アドミニストレーターの整備状況等について

※各機関におかれては、「産学連携等実施状況調査」とともに、回答の作成に御協力をお願いします。

機関番号

回答機関名

全機関

【調査の対象】平成30年度末の配置状況を記載してください。本様式は貴機関における職名とは関係なく、本調査において「URAとして配置」として整理する者を以下のとおり定め（「リサーチ・アドミニストレーター（URA）とは」参照）、その人数等を調査するものです。

【用語等説明】

「研究戦略推進支援」に相当する業務	国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・政策情報等の調査分析 ・研究力の調査分析 ・研究戦略策定
「プレ・アワード」に相当する業務	プロジェクトの企画から設計、調整、申請までを担う業務を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・研究プロジェクト企画立案支援 ・外部資金情報収集 ・研究プロジェクト企画のための内部折衝活動 ・研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整 ・申請資料作成支援
「ポスト・アワード」に相当する業務	プロジェクト採択後の適正な運営に関する業務を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整 ・プロジェクトの進捗管理 ・プロジェクトの予算管理 ・プロジェクト評価対応関連 ・報告書作成
期間の定めのない雇用	当該人材の雇用期間にあらかじめ定められた期間がない場合を言います。 (注)雇用契約期間が始めから定まっているものの(有期)、契約期間の更新等により長期間にわたり雇用されており、かつ、「期間の定めのない雇用」の者と給与等の待遇面が同等と考えられる場合は、「期間の定めのない雇用」とみなしてください。
機関の運営経費	国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を指します。
外部資金	「機関の運営経費」以外の競争的資金(間接経費を含む)、民間企業との共同研究(間接経費を含む)等を指します。

○リサーチ・アドミニストレーター(URA)とは

※本調査におけるURAとは、大学等において、研究者とともに(専ら研究を行う職とは別の位置づけとして)研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う(単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない。)ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材を指します。本調査におけるURAの業務については、【参考】で後述しています。

なお、従来様式11で定めていた「産学官連携コーディネーター」は「URAとして配置」と整理する者に含めて記入をお願いします。経過措置として、旧定義(平成28年度調査まで)におけるURA及び産学官連携コーディネーターの人数について、内数で記入をお願いします。

※御参考までに、旧定義(平成28年度調査まで)におけるURA及び産学官連携コーディネーターとは、それぞれ以下のとおりです。

・旧様式10で定めていた「URA」とは、大学等において、研究者とともに(専ら研究を行う職とは別の位置づけとして)研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う(単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない。)ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材を指すこととします。

・旧様式11で定めていた「産学官連携コーディネーター」とは、機関において、優れた研究成果の社会還元促進に向けて、産業界等への技術移転活動及び他機関や産業界、自治体等との連携促進・強化等に取り組む専門人材を指すこととします(職名が「産学官連携コーディネーター」とされているか否かは問いません)。

1. 貴機関において、上記の【リサーチ・アドミニストレーター(URA)とは】に該当する人材を「URAとして配置」している状況について回答してください。その際、本調査において、「URAとして配置」している者(職名をURAとしていない場合も含む)は、以下の①～③のいずれかに該当する者とします。

- ①「研究大学強化促進費」で雇用したURA。
- ②①以外の経費で雇用し、URAとしての業務に専念専従させている者(①に準ずる者)。
- ③①以外の経費で雇用し、全業務時間の半分以上をURAとしての業務に従事させている者。

以下の④に該当する者(職名をURAとしている場合も含む)については、本調査における集計の性格上、「URAとして配置」には含めないようにしてください。

なお、④に該当する者を、貴機関においてURAとして位置づけていただくことを否定するものではありません。

④機関の独自経費等で雇用しURAとしての業務に従事させているが、その時間が全業務時間の半分未満である者。

(1)「URAとして配置」と整理する者(いずれかに○を付してください。)(必須)

(169)いる	→(2)に進んでください。
(621)いない	→様式12に進んでください。

(2)「URAとして配置」と整理する者の内訳 (単位:人)

種別	人数	URA(旧様式10)	産学官連携コーディネーター(旧様式11)
①に該当する者	245	228	17
②に該当する者	1,004	570	434
③に該当する者	210	147	63
合計	1,459	945	514

(3)(2)の雇用財源 (単位:人)

種別	財源	人数	URA(旧様式10)	産学官連携コーディネーター(旧様式11)
(2)①に該当する者	研究大学強化促進費	245	228	17
小計		245	228	17
(2)②に該当する者	機関の運営経費	735	413	322
	外部資金	270	157	113
小計		1,005	570	435
(2)③に該当する者	機関の運営経費	173	120	53
	外部資金	37	27	10
小計		210	147	63
合計		1,460	945	515

(4)「URAとして配置」と整理する者の雇用形態 (単位:人)

①「URAとして配置」と整理する者のうち、「期間の定めのない雇用」としている者の人数	243
--	-----

②「URAとして配置」と整理する者のうち、「期間の定めのある雇用」としている者の人数 (単位:人)

1年未満	1年以上～3年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
181	445	309	230	51	1,216

(5)「URAとして配置」と整理する者の年齢層

(単位:人)

39歳以下	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	合計
248	400	339	472	1,459

(6)「URAとして配置」と整理する者が現在の職(URA職)に就く前の所属機関等の属性

(単位:人)

種別		大学等	公的研究機関	民間企業	その他	小計
前職所属機関における職種等	a 教員(教授、准教授、助教(特任教員を含む)等)	185			4	189
	b 研究員、開発スタッフ等		53	186	11	250
	c URA等	125	13	14	14	166
	d 知財、法務部門の専門職	15	13	103	8	139
	e 技術系職員(研究関連技術職員、テクニカルスタッフ等)	28	21	108	3	160
	f 事務系職員(研究関連のみならず、営業、総務、人事労務、財務等を含む幅広い職を想定)	133	31	121	33	318
	g ポスドク(雇用関係の有無は問わない。JSPSの特別研究員PDを含む。)	37	5		1	43
	h 学生(大学院博士課程、修士課程、学部生)	29			2	31
	i その他(a～hのいずれにも該当しないような場合)	32	16	80	35	163
合計		584	152	612	111	1,459

※「大学等」とは、国公立大学(短期大学)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関を指します。

※公的研究機関とは、国立・公立の研究所、研究センター、病院附属研究所、試験場、検査場、教育センター、科学センター、技術センター、環境センター、森林センター、海洋センター、研究を行うことを主な目的とする独立行政法人(研究開発法人を含む)を指します。

※「その他」とは、公益法人、海外大学、海外研究機関等を指します。

(7)「URAとして配置」と整理する者の職務従事状況

(単位:人)

※URA1名につき、**主たる業務を一つ選択**してください。例えば、「プレ・アワード」と「研究戦略推進支援」を主な担当業務としている場合には、(1)と(3)にそれぞれにカウントするのではなく、(5)のみにカウントしてください。

	主たる担当業務								
	(1)プレ・アワード	(2)ポスト・アワード	(3)研究戦略推進支援	(4)プレ・アワード及びポスト・アワード	(5)プレ・アワード及び研究戦略推進支援	(6)ポスト・アワード及び研究戦略推進支援	(7)プレ・アワード、ポスト・アワード、研究戦略推進支援	(8)関連専門業務(教育プロジェクト支援)	
主たる担当業務別の従事人数	85	53	51	151	130	14	271	7	
	(9)関連専門業務(国際連携支援)	(10)関連専門業務(産学連携支援)	(11)関連専門業務(知財関連)	(12)関連専門業務(研究機関としての発信力推進)	(13)関連専門業務(研究広報関連)	(14)関連専門業務(イベント開催関連)	(15)関連専門業務(安全管理関連)	(16)関連専門業務(倫理・コンプライアンス関連)	
主たる担当業務別の従事人数	40	388	166	9	31	9	8	11	
	(17)その他(上記のいずれにも該当しない場合)								計
主たる担当業務別の従事人数	35								1,459

2. (1) 貴機関における、リサーチ・アドミニストレーションシステムの構築に向けた新しい規程や仕組み構築の取組について、該当するものに○を付してください。

事項	整備済み	2年程度以内に整備予定	数年以内に整備予定	整備の予定なし
(ア)URAの職種	89	7	23	50
(イ)URAの人事労務関係条件	72	11	26	60
(ウ)URAのキャリアパス	35	11	41	82
(エ)URAの給与体系	67	11	24	67
(オ)URAの業務達成目標及び評価方針	50	18	35	66
(カ)URAの能力開発プログラム	25	9	44	91

(2) 貴機関における、「URAとして配置」と整理する者を対象とした研修の実施状況について回答してください。

① URA業務に関連する研修を実施していますか。(いずれかに○を付してください。)

(76) 実施している →②に進んでください。

(93) 実施していない →様式12に進んでください。

② ①で回答した研修の実施形態について、該当するものに○を付してください。(複数回答可)

(22) 自機関においてURAのみを対象とした研修プログラムを実施

(26) 自機関において教職員等(URAを含む)対象の研修を実施

(64) 他機関、団体等が実施するURA研修を利用

【Q&A】

雇用財源が、エフォート管理により複数の場合には、どのように判断しますか？	エフォートの高い業務の雇用経費もしくは主たる業務を行うための雇用経費により、判断してください。
主たる担当業務が、「その他」との組み合わせの場合は、どのように判断しますか？ 例えば、「プレ・アワード」と「その他」の場合には、どのようにカウントしますか？	「リサーチ・アドミニストレーター（URA）とは」で例示の業務のうちで、主たる担当業務を記載頂くことが目的ですので、この場合には、「プレ・アワード」のみにカウントしてください。なお、「その他」は、「プレ・アワード」、「ポスト・アワード」、「研究戦略推進支援」以外の業務のみを主たる業務として行っている場合に、カウントしてください。

【参考】 リサーチ・アドミニストレーターの業務内容

機能(業務)	業務内容
(1)研究戦略推進支援業務	
① 政策情報等の調査分析	政府の科学技術政策、審議会の答申・提言等や、ファンディング・エージェンシー等の事業について、その策定段階からインターネットや関係者へのヒアリング等を通じて情報を収集し、政策動向等について分析を行う。また、組織においてこの機能充実のため、施策情報等に係るデータベースの整備等、情報分析機能の強化、充実を図る。
② 研究力の調査分析	研究者の研究分野、外部資金獲得状況や論文投稿状況等を把握し、マッピング等により大学・部局等の研究特性の組織的把握を行う。また、組織においてこの機能充実のため、研究者情報のデータベースの整備等、研究プロジェクトの策定基盤を強化・充実化する。
③ 研究戦略策定	組織の研究教育資源を有効に活用することを目指し、組織改編、研究拠点形成、研究支援体制構築に関する立案・支援、関係部局との調整等を行う。研究者相互の認識の拡大と深化、意識醸成、プレゼンス確立のため、例えば新たな課題発見のためのワークショップの開催等を行う。
(2)プレアワード業務	
① 研究プロジェクト企画立案支援	外部資金獲得状況等から他大学との比較、採択結果の分析等を行う。また、研究者のマッチング、研究チームの構成員候補のリストアップ等の外部資金に応募する研究プロジェクトの企画案の策定のための支援、調整等を行う。
② 外部資金情報収集	国、ファンディング・エージェンシーや企業等が募集する補助金・委託事業等の国内外の外部資金及び関連情報について、その策定段階からインターネットや関係者へのヒアリング等を通じて収集、募集内容、対象や要件等を分析し、背景となる政策動向や外部資金獲得によるメリット・デメリット等を把握し、適切な研究分野・経験を持つ研究者に情報提供を行う。
③ 研究プロジェクト企画のための内部折衝活動	外部資金受入、研究プロジェクトに必要な研究資源の確保や協力機関との契約等締結に関する事務局との調整、学内の研究者・研究科等への研究プロジェクトへの参画交渉・調整を行う。また、申請件数が限られている大型外部資金について、学内ヒアリング等を通じて公募条件の合致の確認、申請件数の調整を行う。
④ 研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整	学外の研究者・研究機関への研究プロジェクトへの参画交渉や外部資金受入、事業計画・NDA 等の契約等締結に関する協力機関との調整を行う。
⑤ 申請資料作成支援	研究者の発想を整理し、必要なデータ等の収集、外部資金の申請書の研究計画の分筆・ドラフトや予算計画の作成を行う。また、申請書の添削・改善アドバイスや形式・内容が公募条件等に適合しているかどうかの確認を行う。申請書等を基にヒアリング審査等におけるプレゼンテーション資料等の作成や支援を行う。申請書やプレゼン資料作成指導セミナー等を開催する。
(3)ポストアワード業務	
① 研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整	外部資金採択時に、ファンディング・エージェンシー等との研究計画・予算、間接経費の比率等の調整、詳細な研究・予算計画の作成を行う。
② プロジェクトの進捗管理	研究プロジェクトの運営ミーティング、研究チームミーティング等の運営、各研究チーム等を含む研究プロジェクトの進捗状況の把握・調整を行う。また、研究プロジェクトに関係する論文発表、学会発表、知的財産の取得、その他研究成果の把握・整理を行う。
③ プロジェクトの予算管理	学内共同研究者、協力機関等への予算配分案の調整・作成を行うと共に、研究費の執行状況の把握及び研究計画や法令・補助条件等に適合しているかの確認を行う。また、内部監査、外部資金の額の確定検査等の検査への対応を事務と連携して行う。研究目的・内容に必要なスペックを満たす機器等のリストアップ及び調達の際の仕様書等の作成、メーカーや経理担当者との調整を行う。
④ プロジェクト評価対応関連	ファンディング・エージェンシー等による年度評価、中間評価、事後評価等に対して報告書、プレゼンテーション資料等の作成やその支援、ヒアリングへの出席等の対応を行う。また、研究プロジェクト自体で行う評価委員会の開催・運営を行う。
⑤ 報告書作成	各種報告書に必要な研究成果等の整理、研究者・研究チームとの執筆内容の調整・整理・取りまとめを行い、ドラフトを作成する。また、報告書の添削・改善アドバイスや報告書が研究計画等へ適合しているかどうかの確認を行う。
(4)関連専門業務	
① 教育プロジェクト支援	教育研究拠点形成や、連合大学院設置等、大学院教育を主とした連携支援を行う。国・大学の大学院教育方針を理解しつつ連携構想を研究面から整理すると共に、学内関係者及び外部関係機関との連絡・調整を行い、教員・事務と共同で連携に関する具体的な手順を進める。

② 国際連携支援	国際的な教育研究に関するコンソーシアム形成等, 海外機関との連携を進めるに当たり, 海外の教育研究動向・状況を理解し, 説明資料作成, 連絡, 調整, 契約, 調印式等の現地でのイベント開催等の一連の業務を, 教員, 事務職員と連携して行う。また, 国際共同研究支援の一環として, 国外から研究者を招聘するための連絡, 調整等を行う。
③ 産学連携支援	企業との組織的連携, 産学官連携コンソーシアム, 地域振興を含めた地域産業界との連携の構築支援を行う。具体的には, 企業と研究者の研究プロジェクトに対する考え・要望を聞き, 方向性を整理し, プロジェクトの実現に向けた交渉・仲介を行う。また, 産業界と連携し公的競争的資金による複数の当事者による大型・長期のプロジェクトの推進を支援する。
④ 知財関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ, 知財の発明範囲の確定, 特許明細書の検討・作成, 企業と共同出願する際の調整・交渉を行う。また産学官連携コンソーシアム, 特区構想等の特別な取り組みについては, 事業趣旨や申請内容を踏まえ, 当該事業に最適な知財の取り扱いを提案する。
⑤ 研究機関としての発信力強化推進	研究活動に関係する研究機関としての提言, 宣言等の立案を支援する。また, 学外の研究者や学外ステークホルダー等に対する研究機関としての発信力・ブランド力を強化するため, 研究内容, 研究環境等に関する広報活動に参画する。
⑥ 研究広報関連	Web サイトの掲載内容の立案, デザイン, 管理や更新を行う。その他, ニュースレター, パンフレット等の海外向けも含めた広報資料の企画・作成を行う。また, プレス発表等の手配や取材の対応を行う。研究会や一般向けセミナー等におけるプレゼンテーション資料の作成や研究内容・成果の発表・報告を行うと伴に, セミナー等の成果の取りまとめ, 来場者とのネットワークの形成を行う。
⑦ イベント開催関連	シンポジウム等の企画・立案, プログラム策定を行い, 必要な講師等の選定・招聘, 関連する手続き等の事務部門・イベント会社との調整を行う。また, イベントの対象に合った適切な広報を行い, 準備・開催当日の管理・運営を行う。
⑧ 安全管理関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ, 薬品等の取り扱い, 遺伝子組み換え動植物, 病原性微生物, 放射線等の実験に関する法令等への適合性確認や定期的な運用状況の確認を行う。併せて, 保管・実験等に必要な申請書類等の作成を行う。また, 事故発生時の学内外の対応を行う。海外調査, フィールドワーク等における参加研究者の把握, 実施計画の作成, 保険加入等の管理を行う。
⑨ 倫理・コンプライアンス関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ, 利益相反や知的財産・研究成果の取り扱いに関する確認, 実験等に伴い収集する個人情報の管理等を行う。また, 研究者等に対する各種倫理・コンプライアンス関連の助言・情報提供を行うと共に, 倫理・コンプライアンス違反があった際の学内外の対応を行う。

※出典「平成25 年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)」成果報告書

【様式11】 欠番

関連調査(※) 【様式12】リスクマネジメント体制について

※各機関におかれては、「産学連携等実施状況調査」とともに、回答の作成に御協力をお願いします。

機関番号 /

回答機関名 全機関

1. 利益相反マネジメントについて

○利益相反(一般)に関するマネジメント体制について

(1) 機関として利益相反(一般)(※)に取り組まれていますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

※臨床研究以外の活動に関するものが該当

(443) ①取り組んでいる

(155) ②取り組みを検討している

(142) ③現時点で取り組みを検討していない

→取り組みを検討していない理由を記載してください

→②または③を選択した場合は、○臨床研究に関する利益相反マネジメントの体制についてに進んでください。

(2) 利益相反に関する適切な理解を促す方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

(119) ①大学経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している

(268) ②研究者を対象に実施している

(163) ③大学職員(研究者を除く)を対象に実施している

(35) ④学生を対象に実施している

(79) ⑤その他:具体的に記載してください

(100) ⑥利益相反に関する適切な理解を促す方策を実施していない

(3) 各大学等の体制や状況に合わせた実効的なリスクマネジメントの仕組みを構築していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

(259) ①日常的に相談できる窓口、アドバイザー等を設置している

(202) ②利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者の産学連携活動情報(共同研究、受託研究、寄附金、ベンチャー等)を把握する仕組みを構築している

(105) ③利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者の人事情報(兼務、コンサルティング等)を把握する仕組みを構築している

(148) ④利益相反に起因した弊害発生の疑いがあった場合に、大学等が組織的に適切な広報対応を行うための学内体制を構築している

(49) ⑤その他:具体的に記載してください

(83) ⑥体制や状況に合わせた実効的なリスクマネジメントの仕組みを構築していない

(4) 利益相反マネジメントへの取組状況等に関する社会への説明責任を果たすための方策を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (297) ①学内における利益相反マネジメントの体制(委員会の設置等)、考え方(ポリシー、規程等)を公表している
- (60) ②学外から疑義を提起された際の対応方法(フロー図の作成、対応窓口の設定等)を公表している
- (104) ③利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者の人事情報(兼務、コンサルティング等)を把握する仕組みを構築している
- (9) ④利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、ヒアリングした件数を公表している
- (8) ⑤利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、アドバイスした件数を公表している
- (4) ⑥利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、ヒアリングもしくはアドバイスした案件について、匿名事例を公表している
- (34) ⑦その他:具体的に記載してください

- (109) ⑧利益相反マネジメントへの取組状況等に関する社会への説明責任を果たすための方策を実施していない

(5) 組織としての利益相反(※)を実効的に運用するための体制を整備していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

※組織としての利益相反が生じる具体的なケースとして、例えば以下のような場合がある。
 ・大学等(組織)自身が外部との間で利益を保有しているケース(株式保有、大型の寄附受入)
 ・大学等幹部(組織の意思決定に関与する者)が外部との間で利益を保有しているケース

- (302) ①組織としての利益相反にかかるポリシー、規程を整備している
- (106) ②組織としての利益相反にかかる弊害が発生した場合の体制、システムを構築している
- (90) ③組織としての利益相反にかかる情報収集し、学長等に共有している
- (32) ④その他:具体的に記載してください

- (90) ⑤組織としての利益相反説明を、実効的に運用するための体制を整備していない

(6) リスクマネジメント人材の確保・育成を行っていますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (251) ①利益相反委員会等で判断を行うことや相談対応することができる弁護士等の学外の有識者を確保している
- (103) ②学内の日常的な相談等に対してアドバイス・サポート等を行う人材(いわゆる、利益相反アドバイザー)を確保している
- (14) ③利益相反に係るリスクマネジメント人材の育成に向けて、求められるスキル等(例えば、大学発ベンチャー、産学官連携活動等に関する知識や、大学運営に関する理解等)を明確にしている
- (33) ④リスクマネジメント人材育成のための研修プログラム(例えば、Eラーニング、普及啓発教材、継続的な実学研修、インタラクティブな研究等)を整備している
- (26) ⑤その他:具体的に記載してください

- (142) ⑥リスクマネジメント人材の確保・育成を行っていない

(7) 事例把握・情報共有を行っていますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (182) ①自機関の具体的事例(利益相反状態とそれに対する対処等の事例)を蓄積している
(100) ②他機関の多様な具体的事例(利益相反状態とそれに対する対処等の事例)の収集をしている
(16) ③蓄積されている事例の少ないもの(例えば、組織としての利益相反)について、仮想事例等を検討し、事例に対するケーススタディ(利益相反状態に対する対応例の検討)によって、マネジメント方法を検討している
(54) ④上記①～③により、判断の基準となる要素を整理し、具体的な事案が生じた際に適切に判断・対処できる環境を整えている
(13) ⑤事例・ケーススタディを他大学と共有している
(35) ⑥その他:具体的に記載してください

(164) ⑦事例把握・情報共有を行っていない

(8) 利益相反(一般)における案件について、平成30年度に機関として把握した申告のあった件数及び研究者数を記載してください。

申告件数(58,011)件

申告者数(54,449)名

(9) 利益相反(一般)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、平成30年度にヒアリング(具体的な事実関係の調査等)した件数を記載してください。

(1,063) 件

(10) 利益相反(一般)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、平成30年度にアドバイス(適切な対応方法の提出等)した件数を記載してください。

(797) 件

○臨床研究に関する利益相反マネジメントの体制について

(1) 平成30年度に機関において臨床研究を実施しましたか。該当するもの一つに○を付してください。(必須)

(170) 臨床研究を実施した

(570) 臨床研究を実施していない →2. 安全保障貿易管理についてに進んでください。

(2) 利益相反(臨床研究)に関する規程等を定めているか、該当するもの一つに○を付してください。

(125) ①定めている

(50) ②定めていない

定めていない理由を記載してください

(3) 利益相反(臨床研究)における案件について、平成30年度に機関として把握した申告のあった件数及び研究者数を記載してください。

申告件数(56,538)件

申告者数(108,026)名

(4) 利益相反(臨床研究)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、ヒアリング(具体的な事実関係の調査等)した平成30年度の件数を記載してください。

(841) 件

(5) 利益相反(臨床研究)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等がアドバイス(適切な対応方法の提案等)した平成30年度の件数を記載してください。

(2,132) 件

2. 安全保障貿易管理について

(1) 機関として安全保障貿易管理体制(相談窓口、担当部署、担当者等の設置)を整備していますか。該当するものに○を付してください。(必須)

- (178) ①整備している
- (175) ②整備を検討している
- (387) ③現時点で整備を検討していない

→②または③を選択した場合は、3. 営業秘密管理についてに進んでください

→整備を検討していない理由を記載してください

(2) 機関として必要な規程等を定めていますか。該当するものに○を付してください。

- (163) ①定めている
- (27) ②定めていない

整備していない理由を記載してください

(3) 安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性に関する理解促進方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (66) ①大学経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している
- (123) ②研究者を対象に実施している
- (85) ③大学職員(研究者を除く)を対象に実施している
- (19) ④学生を対象に実施している
- (47) ⑤その他:具体的に記載してください

- (33) ⑥安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性に関する理解促進方策実施していない

(4) 安全保障貿易管理の担当部署の構成員、担当教職員の育成はどのようにしていますか。(複数回答)

- (96) ①学外組織主催の研修の受講、資格(安全保障輸出管理実務能力認定試験等の外部組織が設置しているもの)の受検等を機関経費で行っている
- (11) ②専門職と位置づける等、人材の登用と育成に関する基本的な方針を定めている
- (100) ③他機関との事例研究等による勉強会への参加を推奨している
- (90) ④多様な具体的事例(自大学、他大学)の収集をしている
- (42) ⑤具体的事例収集から、判断の基準となる要素を整理し、具体的な事案が生じた際に適切に判断・対処できる環境を整えている
- (39) ⑥事例・ケーススタディを他大学と共有している
- (24) ⑦その他:具体的に記載してください。

- (26) ⑧安全保障貿易管理の担当部署の構成員、担当教職員の育成を行っていない

(5) 安全保障貿易管理について外部専門家の活用状況について、該当するものに○を付してください。

- (85) ①活用している
- (111) ②活用していない→(7)に進んでください

(6) 安全保障貿易管理について外部専門家の設置状況について、該当するものに○を付してください。

(複数回答)

- (3) ①学内会議体の構成員
(56) ②アドバイザー
(10) ③複数機関による外部組織(コンソーシアム等)
(31) ④その他:具体的に記載してください。

(7) 安全保障貿易管理における案件の把握について、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (129) ①常設の窓口による随時の相談
(125) ②調査票等様式の随時の提出
(114) ③関係部署との連絡調整
(49) ④随時もしくは定期的に、アドバイザー等に相談することとしている。
(12) ⑤その他:具体的に記載してください。

- (17) ⑥把握していない

(8) 経済産業省への輸出等許可申請について、該当するもの一つに○を付してください。

- (19) ①平成30年度中に申請した案件がある
→ 申請案件 (41) 件
(175) ②平成30年度中に申請した案件はない

3. 営業秘密管理について

(1) 機関として営業秘密管理体制の整備(基本方針、実施計画の策定、ルール構築)をしていますか。該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (72) ①整備している
(221) ②整備を検討している
(447) ③現時点で整備を検討していない
→ 整備を検討していない理由を記載してください

→②または③を選択した場合は、3.(2)以下の回答は不要です。

(2) 大学等における営業秘密管理は、企業と異なり、組織的な一元管理は困難を伴うケースもあるため、各研究者自身が主体的に取り組むことが重要です。これに向けて、各研究者が管理を実践できる環境を整備していますか。

(複数回答)

- (51) ①大学等組織として営業秘密管理の方針を示している
(10) ②管理手法のベストプラクティスを提示している
(16) ③契約等のベストプラクティス(秘密保持契約の複数パターンの整理等)を提示している
(9) ④その他:具体的に記載してください。

- (12) ⑤営業秘密管理に関して、各研究者が管理を実践できる環境整備は行っていない

(3) 営業秘密の不正取得対策として、情報システムを介した不正なアクセスの検出等、組織として適切な監視活動を行っていますか。該当するもの一つに○を付してください。

- (47) ①行っている
(35) ②行っていない

(4) 営業秘密管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性について、理解促進方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか。該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (19) ①大学経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している
(31) ②研究者を対象に実施している
(24) ③大学職員(研究者を除く)を対象に実施している
(10) ④学生を対象に実施している
(21) ⑤その他:具体的に記載してください

- (29) ⑥技術流出防止マネジメントに取り組むことの意義・必要性について、理解促進方策を実施していない

(5) 営業秘密管理について、相談対応できる窓口を設置していますか。該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (42) ①学内の専門人材を配置している
(5) ②学外の専門人材を配置している
(33) ③設置していない:理由を具体的に記載してください。

(6) 営業秘密管理について、リスクが顕在化したケースがありますか。該当するもの一つに○を付してください。

- (0) ①リスクが顕在したケースがある
(80) ②リスクが顕在したケースがない

(7) 学生に対して、営業秘密の取扱いの対応をしていますか(学生は教育研究という目的の関係性に留意する必要があるため、教職員と同様の学内規程をあてはめることは不適切であると考えられますが、特段の対応をしていますか)。該当するもの一つに○を付してください。

- (45) ①対応している
学生に対して、具体的にどのように対応しているか具体的に記載してください。

- (37) ②対応していない